



「道の駅」における高付加価値テナ 活用ガイドライン

令和6年4月

国土交通省 道路局

はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、被災地域において水や物資、トイレなど基本的な生活環境の確保が重要であることが改めて認識された。こういった課題に対し、国土交通省としても九州地方整備局より、被災した「道の駅」へコンテナ型トイレを派遣するなど対応を行った。

防災の取組については、日頃の備えが重要である点は言うまでもないが、特に甚大な被害を及ぼす災害については、支援のニーズも多岐にわたり、被災エリア内だけの備えでは十分な対応が難しく、上述したコンテナ型トイレの派遣など、広域なネットワークによる機動的な支援が重要となる。近年、移動が容易で機動的に設置が可能であるコンテナを平常時より活用する事例が見られるが、こうしたコンテナは災害時にそのまま被災地へ運搬して即座に利用することが可能であり、政府においても令和5年3月に内閣官房による『医療コンテナの活用に関する手引き』が策定されているほか、民間の動きとしても、医療・防災産業創生協議会による可動式コンテナの導入実証実験が行われるなど、平常時・災害時双方を視野に、医療や防災に役立てる動きが見られるところである。災害大国と言われる我が国において、コンテナを活用した災害支援は、新たな産業として諸外国のモデルとなることも期待される。

現在「道の駅」においては、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となることを目指す「第3ステージ」の取組を進めており、「道の駅」に求められる平常時の地域活性化や、災害時の防災拠点としての役割に対し、こうしたコンテナの活用が有効な手段として考えられる。一方で、各「道の駅」設置者や民間主体が「道の駅」においてコンテナを活用するにあたっては、その活用イメージや法令上・運用上の留意点について参考となる資料が必要と考えられる。

本ガイドラインでは、運用場所を柔軟に変更できるよう可動性を備え、従来の活用方法を越えた新たな価値を付加し、平常時・災害時に有効活用できる空間としてのコンテナを「高付加価値コンテナ」と定義し、各「道の駅」設置者や民間主体が「道の駅」において高付加価値コンテナを活用する際の一助となるよう、高付加価値コンテナの特徴や活用用途のイメージ、設置や移動にあたっての留意点をとりまとめたものである。

目次

1	ガイドラインの背景	1
1.1	高付加価値コンテナに注目する社会的背景	1
1.1.1	国土のレジリエンス強化の推進	1
1.1.2	コンテナ活用に対する関心の高まり	3
1.1.3	「道の駅」における平常時の課題解決と機動的な災害支援	4
1.2	「道の駅」におけるコンテナの活用事例	5
1.3	ガイドラインの目的	10
2	高付加価値コンテナの概要	11
2.1	高付加価値コンテナの定義	11
2.2	高付加価値コンテナの種類、特徴	11
2.2.1	コンテナタイプの分類	11
2.2.2	コンテナタイプ選定の視点	12
2.2.3	各コンテナの詳細	14
3	高付加価値コンテナ活用の考え方	17
3.1	想定される活用方法	17
3.1.1	全ての機能に共通する留意点	18
3.1.2	用途別活用イメージと留意点	21
3.1.3	応用的な高付加価値コンテナの活用方法	43
3.2	配慮することが望ましい事項	46
3.2.1	円滑に利用するために必要な取組	46
3.2.2	安全・安心面への配慮	51
3.3	活用可能な予算制度	52
4	能登半島地震における高付加価値コンテナの活用	55
4.1	令和6年能登半島地震による被害発生状況	55
4.2	高付加価値コンテナの活用	56
	参考資料	61
	主な関係法令リスト	61
	関係通達等	71
	補助・助成制度	73
	問い合わせ窓口	73

1 ガイドラインの背景

1.1 高付加価値コンテナに注目する社会的背景

1.1.1 国土のレジリエンス強化の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の発生を見据え、人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化の推進等、多様な災害リスクから人々の安全・安心な生活を支える国土形成、社会構築の重要性がこれまで以上に高まっている。

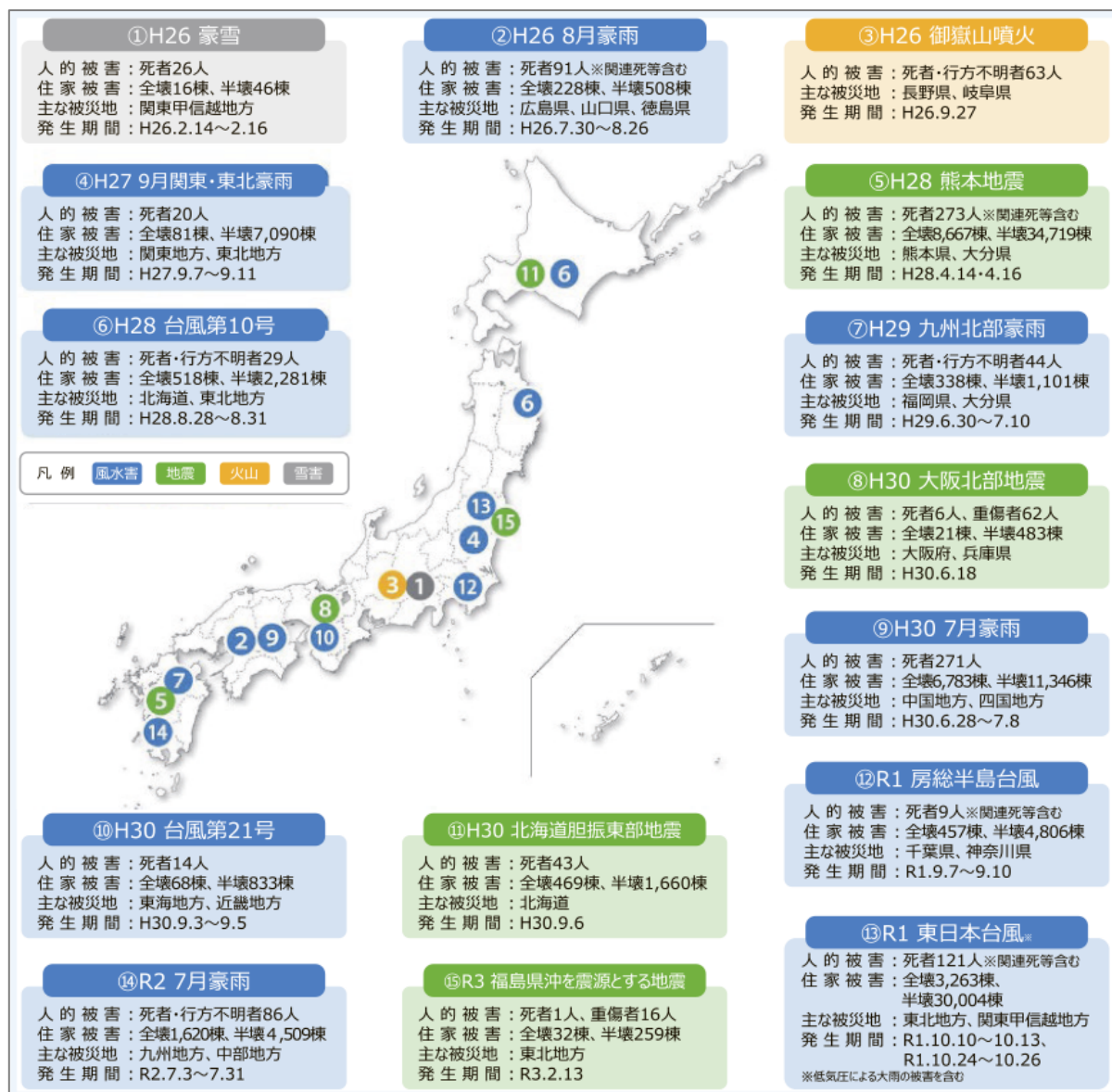


図 1 平成 26 年以降に発生した主な災害

出典：内閣官房(2021)「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」

現在、我が国は、超高齢社会にある。このような中で、高齢者を始めとする災害時要援護者が自然災害により被災する事例が多発しており、今後も、高齢者世帯が大きく増加することから、災害時における高齢者の安全・安心の確保が求められている。特に、災害関連死の大半は高齢者の間で発生していることなどを踏まえると、高齢者の心身のケアや避難の長期化を念頭に置いた避難生活の環境改善が一層の課題となる。

また近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）が、生活様式全体に変化をもたらすと同時に、未曾有の経済停滞からの早期回復が求められている。

以上のような状況から、パンデミックや自然災害などの多種多様なハザードから、人々の生命・健康、財産、生活基盤を守り、日本の産業競争力の強化、安全・安心な生活づくりを実現するため、平常時と災害時にシームレスに対応した取組を推進していく必要がある。

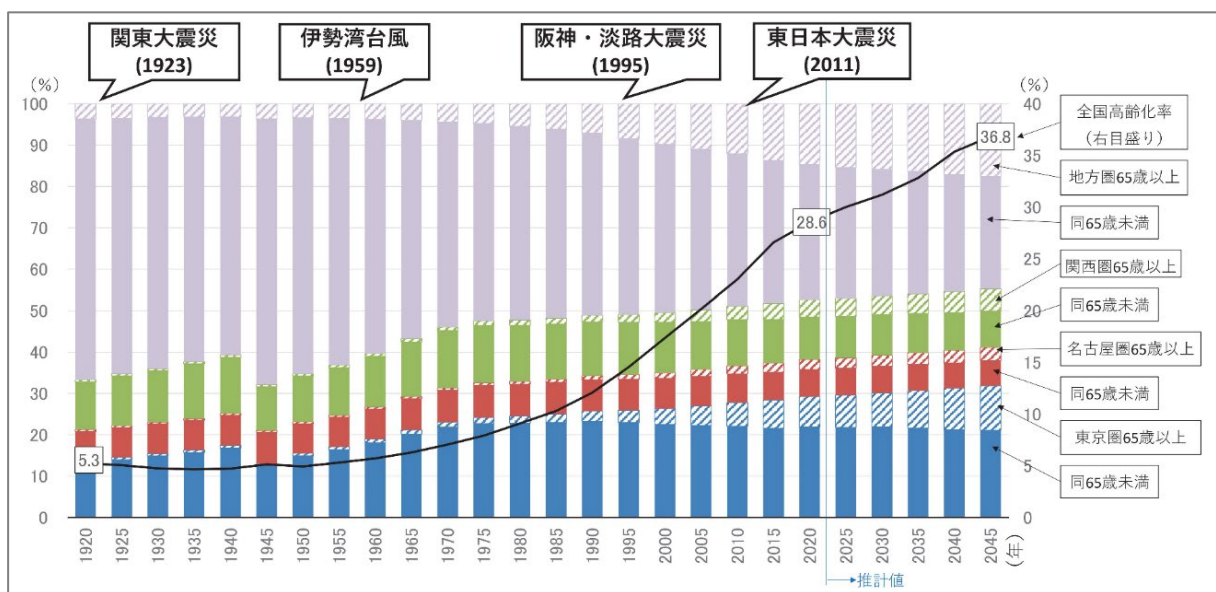


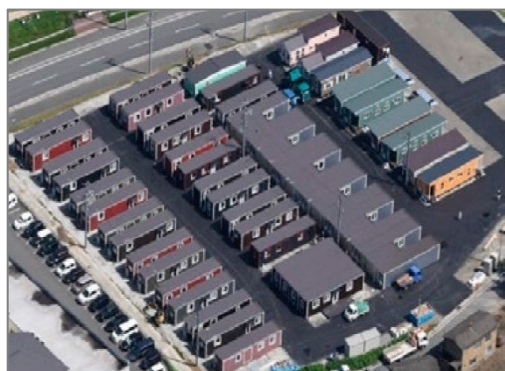
図 2 全国の高齢化率及び圏域別・年齢階級別人口構成割合の推移

出典：令和 5 年度 防災白書

1.1.2 コンテナ活用に対する関心の高まり

近年、コンテナを住宅、オフィス、トイレ、宿泊・商業施設など、これまでとは異なる、様々な場面で利用する動きが見られる。コンテナは、可動性に優れ、設置が容易で、モジュールとしての柔軟性もあることから、急な需要や仮設の要請に適應でき、施設としての活用可能性が高いものである。

医療・防災分野においても、コンテナは、被災者のための仮設住宅や診療所として利用されている。令和6年能登半島地震においても、医療・診療コンテナをはじめとして、トイレ、ランドリー、コンテナに搭載したボイラーを活用した入浴環境の提供など、様々な形で被災地において活用された。激甚化、頻発化する自然災害では、広範囲での被害発生が懸念されることから、コンテナの柔軟性と即応性は、迅速な対応と広範な支援を可能にし、災害大国である我が国において新たな災害支援のアプローチになるものとする。



岡山県倉敷市柳井原仮設住宅



北海道むかわ町学生用仮設住宅

図3 平成30年7月豪雨災害や北海道胆振東部地震の被災地で利用された
トレーラーハウス・モバイルハウス

出典：令和元年度 防災白書

(https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/R1_tokushu1-1.pdf)

我が国では、東日本大震災や新型コロナウイルス禍などを契機に、防災意識や生活様式の変化に対応するため、新たな製品やサービスが数多く誕生している。

水や電気といった災害時でも必須となるライフラインについても、小規模な太陽光発電や蓄電といった技術はもちろん、最近では空気中の水から生活用水を生成する技術など、周囲の社会基盤の状況とは独立してライフラインを確保する技術が登場している。

今、様々な場面で利用されているコンテナは、今後も先端技術やノウハウと組み合わせ、「イノベーション」を通じて、ますます高付加価値なものとなっていくことが想定される。

そして、この取組は、国土のレジリエンス強化や、安全で安心な持続可能な社会の基盤構築を支える、次世代の産業創出につながるものとする。

1.1.3 「道の駅」における平常時の課題解決と機動的な災害支援

「道の駅」は、地域活性化の拠点としてだけでなく、災害時には、防災拠点としての役割が期待されており、現在、「道の駅」の「第3ステージ」として、地方創生や観光の促進とともに、「防災道の駅」の選定をはじめとする防災機能の更なる向上のための取組が進められている。

その中であって、「道の駅」におけるコンテナ活用は、平常時では「道の駅」のサービス機能向上やそれぞれの「道の駅」が抱える個別課題の解決、災害時では機動的な災害支援のための有効な手段となることが期待される。



1.2 「道の駅」におけるコンテナの活用事例

(1) 道の駅「常総」(茨城県)

2023年4月28日の「道の駅」開業後、集客が想定以上となり、人員と商品在庫の確保が必要となった。それに伴い、従業員の休憩室や倉庫が不足したため、スペース確保のためにトレーラーハウスを導入した。



図 5 従業員休憩スペース (トレーラーハウス)

(2) 道の駅「うきは」(福岡県)

「道の駅」駐車場の拡張に伴うトイレの利便性低下を解消するため、コンテナトイレを整備。「防災道の駅」に選定されていることもあり、災害時の活用を想定し自己浄化循環・太陽光発電による独立運転が可能なコンテナトイレを選定した。

令和6年能登半島地震の際は、道の駅「あなみず」(石川県)に派遣し被災地支援を実施した。



図 6 自己完結型トイレ (コンテナ)

(3) 道の駅「いちかわ」(千葉県)

災害時のフェーズフリーとしても運用できるコンテナを用いて、「道の駅」の運営ノウハウと空きスペースを活用するレジレス無人決済店舗として設置された。24時間営業であり、2022年2月1日～2023年2月19日の間、試験的に設置された。



図 7 無人店舗 (コンテナ)

(4) 道の駅「ようか但馬蔵」(兵庫県)

車で牽引できるコンテナ型移動式ランドリーを、運送会社が運営。通常時はコインランドリーとして「道の駅」やキャンプ場などに設置し、災害時には、避難生活支援のために避難所に設置。

令和5年8月の台風の際は、「道の駅」から断水地域へ派遣され活躍した。また、令和6年能登半島地震の際は、石川県珠洲市の上戸小学校に派遣され被災地支援を実施した。



図 8 コインランドリー (コンテナ)

コラム-道の駅「猪苗代」における高機能・高付加価値コンテナの実装デモ

医療・防災産業創生協議会（事務局：一般財団法人 日本総合研究所）は、猪苗代町、福島県、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所の協力の下、道の駅「猪苗代」（令和3年6月「防災道の駅」に選定）において、高機能・高付加価値コンテナの実装デモを実施した。

①第1回（令和5年6月）

実施日程：令和5年6月2日（金）～4日（日）

目的：災害時における高機能・高付加価値コンテナの活用可能性の確認

参加者：行政機関等関係者、民間事業者等関係者 等

実施内容：①ブリーフィング

②高機能・高付加価値コンテナ展示・説明

（クールコンテナ、ジャッキ付多目的コンテナ、トレーラーハウスを見学）

③ジャッキ付多目的コンテナの移動実演

④会議室展示・説明

（備蓄管理システム、防災アプリ、口腔ケア用品、マッスルスーツ等の紹介）

⑤一般利用者アンケート

＜実装デモ参加者からの声（アンケートより）＞

- ・トレーラーハウスは便利で快適
- ・クールコンテナは食事の選択肢が広がって嬉しい
- ・ダンボールベッドは収納場所をとらないから避難所で便利
- ・快適な避難所であれば積極的に避難を考えたい



図9 高機能・高付加価値コンテナデモの様子
（左：ジャッキ付きコンテナ、右：クールコンテナ）

②第2回(令和5年11月)

実施日程：令和5年11月25日(土)～26日(日)

目的：高機能・高付加価値コンテナの平常時利用におけるニーズの確認

参加者：地元企業(製菓・こけし)

耶麻歯科医師会(歯医者関係)

猪苗代町商工会(青年部)

実施内容：医療用コンテナ(歯科)デモ(11月25日)

①口腔ケア指導、口腔ケア備蓄・機材の展示

②意見交換会

- ・オーラルヘルスに関するセミナーや指導等のニーズ把握
 - ・地元歯科医師会・歯科医師との連携・協力方法等の検討
 - ・遵守が必要な法令の確認、その他、実装に際しての課題の把握等
- <実装デモ参加者からの声(意見交換会より)>

- ・将来、無医地区が増え、巡回診療の時代が来ると思う
- ・災害時に、コンテナを活用することは、有益
- ・災害時に使う器具、薬品などが備蓄されており、それが地域ごと、例えば、県内に3つ(中通り、会津、浜通りに1つずつ)あると良い
- ・巡回診療は、大きな組織、例えば、大学病院などが行う
- ・一般のクリニックがコンテナを使うことは考えにくい



図10 口腔ケア指導の様子



図11 意見交換会の様子

実施内容：多目的コンテナ（店舗等事業用）デモ（11月26日）

①商品販売（お汁粉、中ノ沢こけしグッズ）

②意見交換会

- ・事業化の可能性についての検討
- ・地元事業者との連携推進を含めた体制の検討
- ・遵守が必要な法令の確認、その他、実装に際しての課題の把握等

<実装デモ参加者からの声（意見交換会より）>

- ・様々な使い方ができそうで、可能性を感じる
- ・コンテナの中に展示のセッティングをしておけば、降ろした後にすぐに展示を開始できる点は強みと感じる
- ・単なる物販ではなく、展示会やアートイベントなど、コンテナならではの特徴を活かした使い方ができると良い
- ・通常時の置き場が確保でき、貸し出すための予約の仕組みをつくり、使いたい人がいるならば、貸し出すことも考えられる
- ・チャレンジショップとしての活用可能性は、大いにある
- ・コンテナの積み降ろしにある程度の広さが必要な点はデメリットである
- ・コンテナの中で販売する場合、顧客の多くは高齢者であるため、スロープを設置しているとはいえ、段差が不安である



図 12 商品販売デモの様子



図 13 移動実演デモの様子

1.3 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「道の駅」での高付加価値コンテナの活用にあたり、高付加価値コンテナの特徴・活用用途・利用イメージや、設置や移動にあたっての留意点等を記載し、今後「道の駅」への高付加価値コンテナの導入を検討する「道の駅」設置者や民間事業者等が参考とできるよう、とりまとめたものである。

構成にあたっては、多様化する「道の駅」に求められるニーズに応えるため、「道の駅」の機能向上を図ることを目的に高付加価値コンテナを導入する際に「道の駅」関係者が事前に知見として得ておくべき点や、「道の駅」への導入イメージを幅広く持つことができるよう、「道の駅」などへの導入事例を多く掲載した。

あわせて、能登半島地震の対応の中で、様々なタイプの高付加価値コンテナが現地支援で有効に活用されたことなどの知見を踏まえ、災害時に高付加価値コンテナが有する機能を円滑に発揮させるために必要な取組や留意点について、とりまとめた。

2 高付加価値コンテナの概要

2.1 高付加価値コンテナの定義

本ガイドラインにおける高付加価値コンテナとは、以下の両方を満たすものと定義する。

- ①運用場所を柔軟に変更できるよう可動性を備えていること
- ②従来の活用方法を超えた新たな価値を付加し、平常時・災害時に有効活用できる空間としてのコンテナであること









また、前述した①・②の条件を満たすトレーラーハウス（車両を利用した工作物として定義される、被牽引自動車）についても、高付加価値コンテナに含むものとする。

2.2 高付加価値コンテナの種類、特徴

2.2.1 コンテナタイプの分類

本ガイドラインで取り扱う高付加価値コンテナのタイプは、「搭載型」、「自立搭載型」、「牽引型」の3種類であり、概要は以下に示すとおりである。

表 1 高付加価値コンテナのタイプ

搭載型 (直置き)	貨物用コンテナを活用 コンテナ				
	トラック				
自立搭載型 (直置き:ジャッキ付き)	貨物用コンテナにジャッキを装備したもの コンテナ				
	ジャッキ付き トラック				
牽引型 (車台付き)	コンテナハウス	貨物用コンテナを車台に搭載 コンテナ			
	トレーラーハウス	コンテナ部が車台と一体 車台と一体			
		牽引車 車台			
		牽引車			

2.2.2 コンテナタイプ選定の視点

高付加価値コンテナの導入にあたっては、以下の視点に留意し、適切なタイプのコンテナを選定することが望ましい。

① 移動の容易性

高付加価値コンテナについては、災害時における被災地への派遣を想定するため、可動性が前提となるが、平常時においても需要のある場所へ移動して運用することも可能である。これを踏まえ、高付加価値コンテナを選定する際には移動の容易性を考慮する。

移動の容易性について、高付加価値コンテナのタイプによっては、トラック、クレーン車、フォークリフト、牽引車両などの機材および大型自動車免許、牽引免許等の資格が必要となる。平常時より頻繁に移動させることを考える場合は、こうした機材等が必要ないタイプを選択することが有利である。また、災害発生時については、道路啓開のために重機・資格保有者の確保が難しくなるため、特に初動対応を念頭に置く場合は、移動容易性の高い高付加価値コンテナを選択することが望ましい。

設置・撤去に際しては、設置場所の周囲に作業スペースが必要であり、コンテナタイプごとに必要となるスペースが確保できるかどうかにも留意する。

② 高付加価値コンテナの用途

トイレやシャワーなど、不特定多数が短時間のみ使用するケース、もしくは飲食の提供や宿泊など、少数の利用者が長時間にわたって使用するケースなど、高付加価値コンテナの用途・機能や、それに応じて想定される利用者を考慮し、コンテナの大きさやタイプを選択することが望ましい。

③ 法的位置づけ

高付加価値コンテナの法的位置づけは、規模、形態、設置状況等により、建築基準法における「建築物」や、道路運送車両法における「自動車」となる。

工作物の設置状況等から判断して「随時かつ任意に移動できるもの」は「建築物」に該当しないものとして取り扱うこととされている。設置する高付加価値コンテナが「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、それぞれの設置状況等に応じて特定行政庁が総合的に判断することになる。

「建築物」と判断される場合は、建築基準関係規定への適合が必要となる。

「自動車」となる場合は、自動車税の納付、自動車検査証（車検）や車庫証明の取得が必要となる。なお、牽引型の場合、けん引車と被けん引車のそれぞれに登録が必要となる。

「建築物」、「自動車」の双方に該当することも考えられ、その場合はそれぞれの基準等への適合が必要となる。

なお、被災地等、平常時と異なる箇所へ運搬し高付加価値コンテナを稼働する際、「建築物」の場合は運搬先において、基本的に建築確認が必要となる。平常時の設置場所と被災地が都道府県を跨ぐ場合など、異なる特定行政庁の所管となる際は、運搬先にて高付加価値コンテナが「建築物」に該当するかどうかを再度確認することとなる。ただし、災害時の「建築物」の取り扱いとして、建築基準法第 85 条に規定される「応急仮設建築物」に該当する場合、一定の条件下において、建築確認申請等の手続きや、技術基準の全部又は一部の適用が除外されるケースがある。

高付加価値コンテナの法的位置づけに関連する法令は、下記のとおり。

表 2 高付加価値コンテナの法的位置づけに関する関連法令

関連法令等		関係部分	参考ページ	
コンテナを利用した建築物の取扱いについて (平成 16 年 12 月 6 日付け国住指第 2174 号)		高付加価値コンテナの法的 位置づけの考え方	72	
トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて (平成 9 年 3 月 31 日付建設省住指発第 170 号)			72	
「建築物」 扱いの場合	建築基準法	第 2 条	建築物の定義	61
		第 6 条	建築物の建築等に関する申請および確認	62
		第 85 条	応急仮設建築物に対する制限の緩和	63
「自動車」 扱いの場合	道路運送車両法	第 2 条	自動車の定義	65
		第 4 条	公道を走行するために必要な自動車登録証の交付条件	65
		第 48 条	定期点検整備	65
		第 58 条	自動車の検査及び自動車検査証(車検)	65
	道路運送車両の保安基準	第 2 条	自動車の大きさ等	66
		第 4 条	自動車の重さ等	66

2.2.3 各コンテナの詳細

本ガイドラインで取り扱う高付加価値コンテナのタイプごとに、その詳細を以下に示す。

(1) 搭載型

1) 移動・設置

一般的にみられる海上輸送コンテナや鉄道コンテナであり、サイズの種類が多く、内装変更の自由度も高い。

経済性や汎用性に優れている。なお、運搬する際に、フォークリフトやクレーン等を用い、平ボディトラック等に搭載する必要がある。

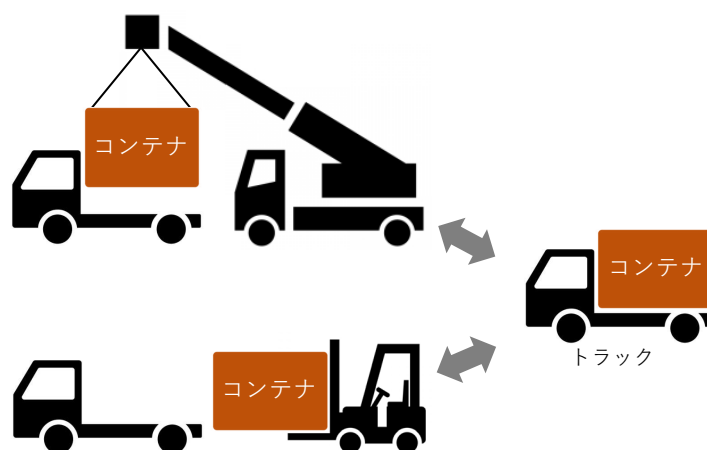


図 14 搭載型コンテナの積み降ろし

2) 活用事例

地面との段差はわずかであるため、簡易なスロープの付加のみで不特定多数の利用者が想定される機能に適応する。活用事例としては、防災トイレや起業支援のための多目的貸しスペースなどがある。



図 15 被災地に派遣されたトイレコンテナ

表 3 一般的なコンテナのサイズ

		内法寸法(mm) 長さL×幅W×高さH
海上 コンテナ	20ft	5,898 × 2,350 × 2,390
	40ft	12,032 × 2,350 × 2,390
鉄道 コンテナ	12ft	3,647 × 2,275 × 2,252
	31ft	9,245 × 2,350 × 2,210

(2) 自立搭載型

1) 移動・設置

搭載型コンテナへジャッキ等を附属することで、フォークリフトやクレーン等による作業を省略できるコンテナ。可動性に優れる一方で、ジャッキ取付け用のスペースやジャッキの動力を別途確保する必要がある。なお、運搬にあたっては、コンテナのサイズに見合った平ボディのトラックを使用する。

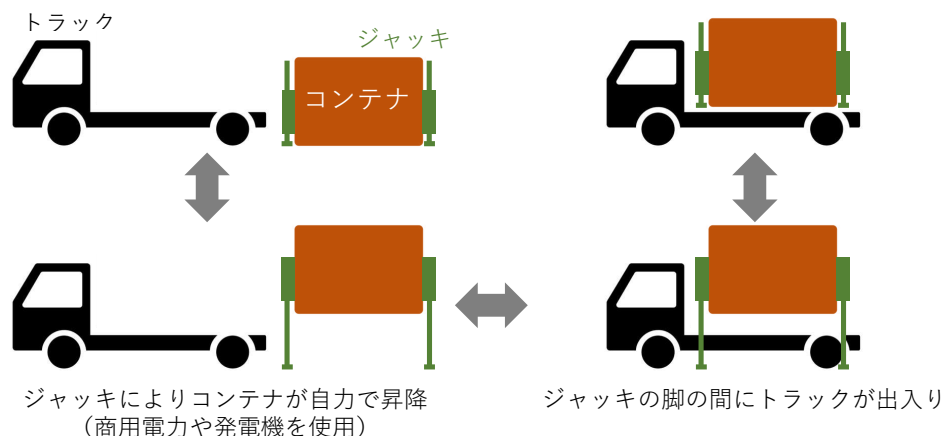


図 16 自立搭載型コンテナの積み降ろし

2) 活用事例

用途・機能の事例としては、物販や備蓄倉庫などがある。物販については、道の駅「猪苗代」にて行われた実装デモ（令和 5 年 11 月 25～26 日）にて試行され、内装の自由度が高いコンテナであれば様々な使い方が可能で、商業形態の選択肢が広い点がメリットとして地元企業商工会より評価されている。

また、備蓄倉庫としては、防衛省により国内各部隊の駐屯地に計 50 基程度が配備されている。運搬の際にクレーンが不要である点や、航空機や船舶への搭載が容易といった高い輸送性が評価されている。

地面との段差はわずかであるが、コンテナ用途により不特定多数の利用者が想定される場合は、必要に応じてスロープの付加等による段差解消が必要となる。

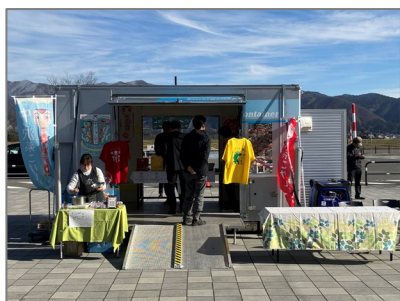


図 17 道の駅「猪苗代」での実装デモ



図 18 自衛隊所有のジャッキ付きコンテナ

(3) 牽引型

1) 移動・設置

コンテナを車台に搭載したまま使用するものや、一般的なトレーラーハウスのように居室部分とシャーシ・車輪が一体となっているものが該当する。そのため、コンテナの積み降ろしが不要であり、牽引車両のみで運搬が可能である。



図 19 牽引型の高付加価値コンテナの概要

2) 活用事例

用途の事例としては、コインランドリーや従業員向けの休憩スペースがある。コインランドリーとしては、「道の駅」に設置されていたものが、台風により市内地域で断水が発生した際に派遣され、被災時にも迅速な対応が可能と評価されている。

従業員休憩スペースとしては、「道の駅」にて、開業後に想定以上の集客があり、急きょ不足する従業員休憩スペースを拡張する必要があったため、内部での長時間の滞在を想定したつくりとなっているトレーラーハウスを導入した事例がある。

車台とコンテナが一体の状態稼働するため、階段等による段差解消が必須となることに留意する。



図 20 災害派遣されたランドリーコンテナ



図 21 従業員休憩用のトレーラーハウス

3 高付加価値コンテナ活用の考え方

3.1 想定される活用方法

高付加価値コンテナに期待される導入効果として、平常時では、「道の駅」が抱える課題の解決や、施設機能の強化が挙げられる。また、災害時においては、高付加価値コンテナの可動性を発揮し、被災地へ移設しての災害支援機能の提供が図られる。

そして、高付加価値コンテナの導入効果を最大化するためには、平常時および災害時のそれぞれにおけるコンテナの活用方法を具体的に想定し、シームレスに活用できるよう必要な準備をしておくことが肝要である。

このため、ここでは、「道の駅」において想定される高付加価値コンテナの活用方法を、コンテナの用途別に、導入事例の紹介も交えて例示する。

表 4 ガイドラインで紹介する高付加価値コンテナの機能

コンテナによる 活用用途	「道の駅」において想定される使用シーン		掲載 ページ
	平常時	災害時	
トイレ	・トイレの増設・分散化	・避難所等でのトイレ確保	21
入浴・シャワー	・コインシャワー等機能の付加	・避難所へのシャワー設置	23
飲食	・飲食サービスの付加、強化	・炊き出し支援	25
物販	・日用品等の販売 ・拡張物販スペース	・支援物資の供給	27
医療・診療	・診療、診察サービスの付加	・医療拠点の設置	29
休憩・待合	・従業員の休憩スペース確保 ・公共交通等の待合所	・災害活動スペースの確保	31
保管・収納 (資器材・食材)	・商品、資機材の保管	・復旧作業のための道具提供 ・飲食物の供給	33
宿泊	・宿泊サービスの付加	・仮眠施設 ・仮設住宅の供給	35
子育て応援	・ベビーコーナーの付加	・避難所へのベビーコーナー設置	37
理容	・理美容サービスの付加	・避難者の洗髪、散髪	39
洗濯	・ランドリーサービスの付加	・避難者の衣類洗濯	41

3.1.1 全ての機能に共通する留意点

(1) ライフラインの確保

上下水・電気等のライフラインについて、平常時は既存のライフラインへの接続を想定するが、災害時の高付加価値コンテナ活用において既存のライフラインの接続が困難な場合は、別途確保する必要がある。高付加価値コンテナの用途によっては、機能を発揮するために一般的な電源（AC100V）以外の電源（AC200V等）を必要とする場合があり、災害時の設置場所が制限されてしまう点に留意が必要となる。ライフライン接続方法によっては、コンテナが「建築物」扱いとなる可能性もある点にも留意が必要である。（72ページを参照）

表 5 災害時におけるライフラインの確保方法

ライフライン	方法
上水の確保	井戸水の活用
	給水車との接続
	雨水、河川水の利用
	濾過水の再利用
	空気製水機による造水
下水の処理	タンクへの貯留
	濾過フィルターによる再利用
電気の確保	発電機との接続
	ソーラー発電システムの設置

なお、令和6年能登半島地震の際は、各所で上下水・電気等の既存ライフラインが機能停止した。被災地および避難所の支援にあたってはライフラインの独立が求められ、浄化処理技術と再生可能エネルギー蓄電システムを搭載した自己完結型のトイレや、河川から取水して稼働した入浴機能等が活躍した。

さらに、現在では小規模な太陽光発電や蓄電といった技術はもちろん、最近では空気中の水から生活用水を生成する技術など、周囲の社会基盤の状況とは独立して最低限のライフラインを確保する技術もあり、実効性の高い防災時の体制づくりに向けては、このような新技術・新産業の活用を図ることが重要である。

(2) 関係法令への対応

高付加価値コンテナの機能によって、稼働・営業する上では各種の関係法令に適合、もしくは営業許可を取得する必要がある。

(3) 設置場所の選定

高付加価値コンテナは、そのタイプ・用途に応じて、既存施設・設備との関係性（使いやすさ、利用者動線、道路区域内外等）や、コンテナの設置、移動のために必要となる作業スペースの確保状況を踏まえて設置する。コンテナを含む「道の駅」施設間において歩行経路のバリアフリー化が図られているか、歩行者と車両の動線を踏まえ安全な位置へ設置されるか、コンテナの設置により他の「道の駅」施設の視認性に支障が生じないか等の視点に留意しながら、コンテナの設置場所を検討する。

特に、道路区域を有する「道の駅」においては、道路区域内に設置可能な施設が制限されるため、事前の確認が必要である。

道路管理者以外の者が道路区域内に高付加価値コンテナを設置する場合は、道路管理者による占用許可が必要となるため、道路管理者と占用者との間で事前に十分な調整を行うことが望ましい。

なお、防災拠点自動車駐車場に指定されている「道の駅」の道路区域内においては、防災拠点自動車駐車場内に設けられる備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの（道路法施行令第7条第14号）の道路占用が可能であるとともに、これらの施設のほか、災害情報を伝達する広告塔や通信設備、物資の保管等の機能を有するベンチ、太陽光発電設備等に係る占用については、占用許可の無余地性要件を除外する特例が適用される。

表 6 道路区域へ設置可能な施設の関連法令

	関連法令		参考ページ
	道路法	第 2 条 第 2 項	
道路附属物に関する事	道路法	第 2 条 第 2 項	67
	道路法施行令	第 34 条の 3	70
道路占用物件に関する事	道路法	第 32 条	68
	道路法施行令	第 7 条	69

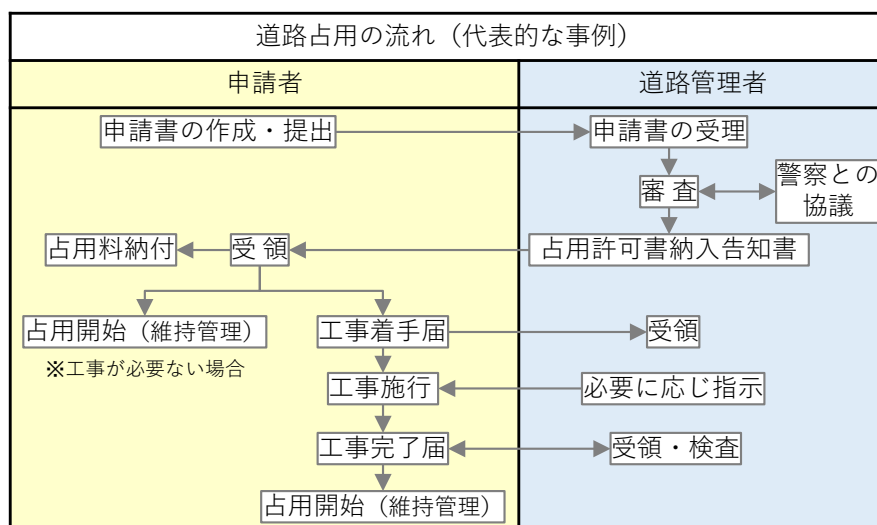


図 22 道路占用手続きの流れ

(4) 大型車両としての移動時の手続き

道路は一定の寸法・重量（最高限度）の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、これを超える車両は原則として通行できないが、やむを得ず通行する場合は、道路管理者が道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために必要な条件を付して通行を可能とする特殊車両通行制度が設けられている（道路法第47条の2）。このため、コンテナの運搬時に車両の寸法・重量が最高限度を超える場合は、特殊車両通行手続きが必要となる。ここでいう車両とは、人が乗車し、貨物を積載し、他の車両を牽引する場合は被牽引車を含む状態であることに留意する必要がある。

なお、災害時に医療コンテナやトレーラーハウス等を緊急的に被災地等に運搬する車両については、「災害救助、人命救助のため使用される車両」（車両の通行の許可の手続等を定める省令第7条第1項第1号）に該当し、徐行等の道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、特殊車両通行手続きを要しないこととなっている。

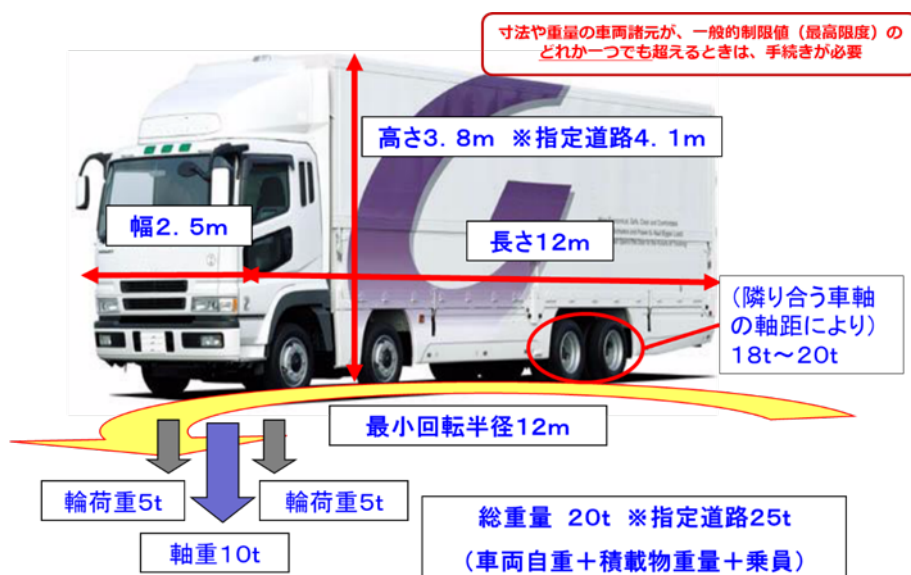


図 23 道路法に定める最高限度

3.1.2 用途別活用イメージと留意点

(1) トイレ機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

「道の駅」は、その制度発足から 30 年を迎え、社会的な認知度が向上している。近年では、施設機能の多様化や集客イベントの開催も見られ、より多くの道路利用者が立ち寄るスポットとなっている。このため、「トイレ基数の拡充」や、大規模な「道の駅」では「トイレ機能の分散化」等の課題が生じている。

また、制度発足当初に整備された「道の駅」では、施設更新の時期を迎えており、「リニューアル期間における休憩機能の担保」も課題となっている。

トイレ機能を有するコンテナは、「繁忙期やイベント時のトイレ不足の解消（多目的トイレ含む）」、「大規模な『道の駅』における第二トイレの導入」、「既設トイレリニューアル時の休憩機能確保」等の対応においても有効な手段と考えられる。

<災害時>

災害時における避難所のトイレ事情については、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月）にも整理されている通り、基数の不足や衛生面での懸念が挙げられる。この環境が継続すると、避難所における健康障害の発生や、災害関連死の増加を招くこととなる。

このため、災害時における「トイレ不足の解消」、「トイレ環境の向上」は大きな課題となっている。

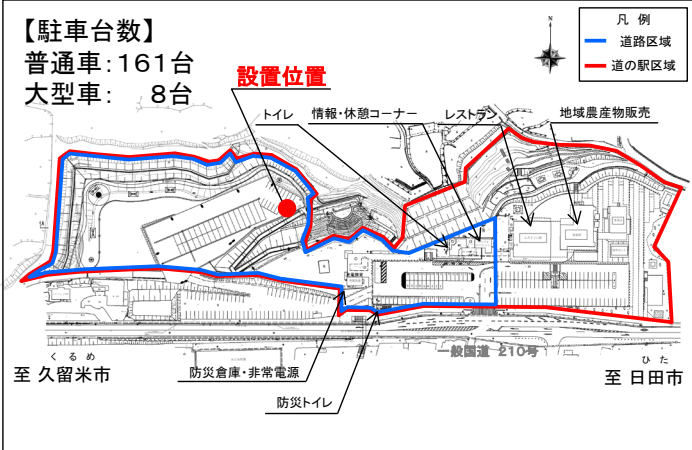


機動性を有するコンテナの活用により、「避難所のトイレ基数確保」、「耐候性が高く、安心して使用可能なトイレ環境の提供」への貢献が期待される。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：浄化槽法
- ・「道の駅」への設置は、道路区域内及び道路区域外が考えられる。
- ・トイレ機能は、災害発生直後から被災地での需要が生じる。ライフラインの復旧よりも早期に、避難所等で稼働することが予想される。このため、迅速かつ確実にトイレ機能を提供できるよう、上下水・電気ともに自己完結型となっていることが望ましい。
- ・ライフラインから独立して運用する場合、水の使用量が制限されるためトイレの使用回数に限りがある。汲み取りや循環用の水を補給する等、製品に応じた適切な管理を実施する体制づくりが必要となる。
- ・製品によって、コンテナのサイズや、トイレ基数（女性、男性、多目的）は様々あるため、設置場所や想定される利用者数等を踏まえ、選定する。

3) 実装事例

表 7 トイレコンテナの実装事例

設置経緯	【平常時】「道の駅」駐車場の拡張に伴うトイレの利便性維持 【災害時】令和6年能登半島地震の被災地支援
設置場所	【平常時】道の駅「うきは」 【災害時】道の駅「あなみず」（「道の駅」の被災状況を踏まえ、被災地ニーズを把握するなど、「道の駅」ネットワークを活かして設置先を選定） ⇒ポケットパーク海岸栈敷のと七見（道の駅「あなみず」のトイレ復旧後、能登町からの要請に基づき移動）
設置時期	【平常時】令和5年6月23日～ 【災害時】令和6年1月12日～2月20日 ⇒令和6年2月20日～
設置者	行政（九州地方整備局）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W:5,000×D:2,150×H:2,250（mm） ・ 太陽光発電装置、水浄化システムを搭載 ・ 男女各1室、計2室（洋式大便器）
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【駐車台数】 普通車:161台 大型車: 8台</p> <p>【平常時の設置（道の駅「うきは」）】【災害時の設置（道の駅「あなみず」）】</p>  

(2) 入浴機能（風呂・シャワー）

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

2024年4月1日に、トラックドライバー等の自動車運転業務の労働環境改善を目的とし、時間外労働の上限規制や、休憩時間の確保など、働き方改革関連法が施行された。これに伴い、長距離・長時間を運転するドライバーをはじめとした道路利用者を対象に、シャワーなどの「休憩機能のサービス向上」のニーズが高まっている。

また、2020年4月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言が発出されてから4年が経過し、アフターコロナの社会を迎えるにあたり、旅行・観光等の経済活動の回復が予想される。最近では、アウトドアレジャーへの注目が高まり車中泊の需要も伸びていることから、温浴環境を兼ね備えた「道の駅」や、車中泊ニーズを積極的に取り込む「道の駅」も出てきており、これらの需要に対して、「道の駅」へ入浴機能を持ったコンテナを導入することも有効であると考えられる。

<災害時>

避難生活においては災害関連死リスクの低減のため、衛生面での対策が重要である。しかし、一般的に避難所となる公民館や学校等の公共施設は、入浴機能を持たないことが多く、仮設風呂等の設置も担保されているわけではない。災害支援として、大規模な避難所等へ自衛隊が仮設入浴施設を設置する取組があるが、このような「被災地における入浴機能の確保」も災害時の課題の一つである。

災害時、避難所で入浴機能をもったコンテナを活用することにより、「避難所の衛生環境向上」や「被災者の心身ストレスの低減」が期待される。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：公衆浴場法（シャワーの場合、法令による制限はないが、自治体の条例にてシャワーを対象とした「衛生指導要綱」を定めている場合がある）
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・入浴機能は、多くの水を必要とするため、ライフラインの復旧状況を考慮し派遣先を決定することが必要である。

3) 実装事例

表 8 入浴コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】見込み客へのデモや災害時のボランティア派遣 【災害時】コンテナの所有者である民間事業者から、被災した自治体へ派遣を提案。地元町会等と合意の上、設置場所、設置日、運営方法等を決定し派遣</p>
設置場所	<p>【平常時】民間事業者の本社敷地内 【災害時】七尾市崎山地区コミュニティセンター</p>
設置時期	<p>【平常時】－ 【災害時】令和6年1月27日～</p>
設置者	民間事業者（防災用品の販売事業者）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 1,990 × D : 6,000 × H : 2,285mm ・ 水は外部供給が必要（隣接河川や供給車から取水）。電気はコンテナ内の燃料発電機で発電可能 ・ 浄水器、ボイラー、発電機を装備
写真	<p>【災害時におけるボイラーコンテナの状況】</p>  <p>【ボイラーコンテナと接続された入浴設備の内観】</p> 

(3) 飲食機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

地域振興機能の一環として、地元の特産品や調理法を使用したご当地グルメを提供する「道の駅」が多く存在する。旅行情報誌や Web サイトでも「道の駅」グルメの特集が組まれるなど、「道の駅」の飲食サービスへの需要も大きい。

コンテナを活用しての飲食サービスは、一般的なキッチンカーによるサービスと比較し、空間が広く設備も充実させられるため、「本格的なメニューの提供」が可能である。また、常設のレストランと比較し、テナントの入れ替えが容易く、設備費やテナント入居費も経済的であるため、期間限定のチャレンジレストラン等としても活用可能であり、「地域活性化や若者の独立支援」への貢献が期待される。

<災害時>

避難所での生活にて一般的な非常食が続くと、栄養バランスに対する懸念、食欲減退等のリスクが生じる（一般的な配給食は、おにぎりやカップ麺等の炭水化物が主）。災害時の心身衰弱を回避し、「災害関連死のリスク低減」が課題となっている。

調理機能を有するコンテナを避難所での炊き出しに活用することで、「温かく、栄養バランスの良い食事を避難者へ提供」することが可能となる。また、応用的にシェアキッチンとして活用することで、避難所や地域のコミュニティ形成の場となることも期待できる。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：食品衛生法
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・飲食機能コンテナは、食材の調理に衛生的な水・電気を使用するため、災害時に活用する場合には独立した貯水タンクや小型発電機の装備が望ましい。
- ・提供する食事メニューによって、什器の設備内容が変わるため、事前確認が必要（例：飲食業の運営者が、冷蔵庫、オーブン、ゆで麺機等の設置を判断）。また、衛生面にも十分に配慮した設備とする必要がある。

3) 実装事例

表 9 飲食コンテナの実装事例

設置経緯	【平常時】「道の駅」の飲食店舗として設置 【災害時】 —
設置場所	【平常時】道の駅「しもつけ」 【災害時】 —
設置時期	【平常時】令和4年11月20日 【災害時】 —
設置者	民間事業者（飲食業者）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	・平常時、電気・水はライフラインに接続。ガスはプロパンボンベを使用
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【平常時の設置（道の駅「しもつけ」）】</p> 

(4) 物販機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

トイレや駐車場等の休憩機能は、「道の駅」登録・案内要綱にて 24 時間利用可能とすることが定められている。一方で、地域振興施設に位置付けられる飲食や物販機能等は 24 時間利用可能とする必要が無く、実際にほとんどの「道の駅」においては夜間に閉館している。このうち、特に物販機能は、旅行者やトラックドライバーなど、「夜間の『道の駅』利用者からのニーズ」が想定される。

このような状況において、近年普及しつつある無人決済レジのようなシステムを搭載した物販コンテナを設置することで、「ニーズの少ない時間帯・地域での物販サービス」を実現できる。

<災害時>

被災地においては、食料品や資機材の需要と同様に、タオル、歯ブラシ、肌着、包帯、絆創膏、医薬部外品などの日用品も必要不可欠となる。物販機能を有するコンテナは日用品等の備蓄機能を有しているとも考えられ、被災地へ届け、災害救援自販機のように被災者へ提供することで、「避難者の生活支援」に活用できる。

(※災害時における商品の無償提供については、供給企業と事前に協定締結が必要)

また、日用品のみならず、運搬先のニーズに応じて中身を詰め替え、被災地へ運搬することも考えられる。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：食品衛生法など（販売する商品の内容による）
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・物販機能は、商品ラインナップに応じてライフラインを備える。（冷蔵食品を扱う場合は電気が必要等）。
- ・無人販売の店舗としても運用可能であり、設置地域のニーズに応じてコンテナのスペックを検討する。

3) 実装事例

表 10 物販コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】地元商材のブランド力、魅力度を高めた販売機会創出による地域への貢献と、新型コロナ禍における非接触ニーズを受け、レジレス無人決済店舗を設置</p> <p>【災害時】 -</p>
設置場所	<p>【平常時】道の駅「いちかわ」</p> <p>【災害時】 -</p>
設置時期	<p>【平常時】令和4年2月1日～令和5年2月19日（試験導入）</p> <p>【災害時】 -</p>
設置者	民間（「道の駅」指定管理者）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W:2,330×L:5,867×H:2,350（mm） ・ ライフラインは電気のみ。商用電源接続 ・ 商品棚、冷蔵庫、入退出管理用ゲート
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【平常時の設置（道の駅「いちかわ」）】</p> 

(5) 医療・診療機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

加速する高齢化社会がもたらす問題の一つとして、医療ニーズのひっ迫が挙げられる。高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした医療サービスの提供環境の確保等の課題が生じている。

地方部においても問題なく医療サービスを楽しむため、地域住民の生活拠点となる「道の駅」において診療機会の提供を目的とする、コンテナを活用した派遣サービスは、過疎地等での生活サービスの維持向上に寄与するものとなる。あるいは、「道の駅」を拠点として、地域内で巡回診療を行うことも考えられる。

また、コンテナは、健康診断や歯科医師による口腔ケアの講習会場等、様々な場面での活用が考えられる。

<災害時>

災害発生直後から、長期化する可能性のある避難生活の期間まで、被災地における医療ニーズは確実に存在する。

内閣官房国土強靱化推進室が策定した、「医療コンテナの活用に関する手引き」(令和5年3月)においても、災害時における活用方法として、トリアージ・診察、経過観察、検査、小外科手術、透析など、多様な使途が挙げられている。

近年、「道の駅」には災害時の拠点としての役割も求められるようになっており、令和6年能登半島地震では、道の駅「すずなり」へ日本赤十字社による臨時の医療施設が開設されている。また、同駅にて歯の治療やレントゲンなどを撮ることができる特殊な車両で、臨時の歯科診療が行われている。このような「道の駅」に求められる医療・診療機能を高付加価値コンテナにより確保することで、災害時の様々なフェーズにおいて活用が可能となる。





図 24 道の駅「すずなり」に設置された臨時医療施設

2) 留意点

- ・留意すべき法令：医療法、歯科医師法、薬剤師法など
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・医療・診療機能のライフラインは、コンテナの要する機能に合わせて水、電気の確保が必要となる。また、特に衛生面への配慮が必要となり、適切な機器を備える。
- ・医療コンテナについては、前述の「医療コンテナの活用に関する手引き」に示される通り、幅広い使用用途が想定される。医療・診療コンテナの仕様・目的をコンテナ導入時に具体的に検討することが望ましい。
- ・運用にあたっては、医師免許等の有資格者の確保をあわせて検討する必要がある。

3) 実装事例

表 11 診療コンテナの実装事例

設置経緯	【平常時】感染症対策をはじめ、多用途に活用 【災害時】新型コロナ対応を行う医療機関並びに自治体へ3カ月間の無償貸出
設置場所	【平常時】全国の医療施設等 【災害時】医療機関・自治体 計20機関
設置時期	【平常時】 — 【災害時】2020年9月10日～（順次貸出）
設置者	自治体・民間（医療機関等）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・W:2,445×L:4,764×H:3,520 (mm) ・ライフラインは電気のみ。商用電源接続 ・壁面内に、室内の空気・ウィルス・細菌の外部流出を防ぐ陰圧装置を内蔵
写真	<p>【診療コンテナの外観】</p>  <p>【コンテナ内部の陰圧装置】</p> 

上記以外の活用事例については、内閣官房国土強靱化推進室「医療コンテナの活用に関する手引き」（令和5年7月一部追記）を参照されたい。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf

(6) 休憩・待合機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

「道の駅」は、地域の交通拠点としての役割も期待されている。実際に、定期バスルートに「道の駅」を組み込む事例や、「道の駅」を拠点としたデマンド交通や自動運転バスの事例も存在する。施設内に公共交通の待合所を設ける「道の駅」もあるが、施設前の屋外空間にベンチと案内板を設置するのみのバス停が一般的である。公共交通の利用者は、自動車を運転できない子どもや高齢者等が多く、待合所の環境（猛暑、降雨、降雪等）によっては交通の利用に支障をきたす場合がある。

コンテナをバス停等に設置すれば、天候に左右されない「快適な待合所」として活用可能である。

また、従業員向けの休憩スペースとしての活用も考えられる。例えば、開業直後の急激な来客者数の増加や、季節的な需要の変動により既設の休憩スペースでは不足する場合に、付加的にコンテナを活用して休憩スペースを確保することが考えられる。

コンテナを活用し、従業員向けに快適な休憩スペースを提供することで「就業環境の向上」が図られる。

<災害時>

避難所での生活においては、平常時には想定しきれない「多様なニーズ」が生じることが想定される。


被災地においては、被災者の避難所、通信端末の充電スポットや災害復旧支援従事者の休憩所等、「自由度の高い支援空間」として幅広い活用が可能である。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：特になし
- ・「道の駅」への設置は、道路区域内及び道路区域外が考えられる。
- ・休憩・待合機能のライフラインは、照明、空調用に電気が必要となる。平常時に商用電源を使用する場合でも、災害時のライフラインの独立を考慮し、ソーラーパネルや燃料発電機を装備することが望ましい。

3) 実装事例

表 12 休憩・待合コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】「道の駅」開業前の想定よりも従業員が多く確保でき、集客も想定を上回ったため、商品在庫のスペースを確保すると、従業員用休憩室が不足するため、導入</p> <p>【災害時】 —</p>
設置場所	<p>【平常時】道の駅「常総」</p> <p>【災害時】 —</p>
設置時期	<p>【平常時】令和5年5月～</p> <p>【災害時】 —</p>
設置者	民間（「道の駅」指定管理者）
コンテナタイプ	<p>搭載型 自立搭載型 牽引型</p>
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W:約 2,400×L:約 9,000×H:約 2,300 mm ・ ライフラインは電気のみ。商用電源接続 ・ 机、椅子など。オプションでトイレや収納、ミニキッチン
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【平常時の設置（道の駅「常総」）】</p> 

(7) 倉庫機能（備蓄品・資機材）

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

イベント（集客、講演、生涯学習 等）を開催している「道の駅」では、施設内にテントや机、椅子等の保管場所を設けている。イベントは一般的に週末や行楽シーズンに限った一時的なものであり、開催時以外は資機材の保管場所を必要とする。

また、トイレをはじめとして施設を清潔に維持管理することも公共施設としての品質を担保するためには非常に重要であり、清掃に関連する資機材（清掃用具、工具等）についても、「道の駅」施設内での保管が一般的と考えられる。

地域振興機能の面では、野菜・果物・精肉・魚介などの生鮮食品を販売する直売所や、地域の食材を用いた加工品などのオリジナル商品も、「道の駅」の魅力である。

「道の駅」施設内には、これら「商品のストックスペース」も必要となる。

近年、「道の駅」には、従来の機能に加えて防災上の役割も求められる傾向にある。令和3年3月には「防災拠点自動車駐車場」制度が、令和3年6月には「防災道の駅」制度が創設され、「道の駅」における防災機能の強化が進んでいる。防災意識の高まりに合わせ、「備蓄倉庫」を設置する「道の駅」も増えている。

これらの備蓄品・資機材を災害時には災害支援に使うことを念頭に、平常時にはコンテナに収容し、「道の駅」の「施設スペース活用の最適化」を図ることも考えられる。

<災害時>

災害発生後の避難所では、「復旧ボランティアの参集」や「支援拠点の設置」が見込まれる。また、被災者のストレス軽減や災害関連死リスクの低減のためにも、「避難所の衛生環境を良好に保つ」ことは、非常に重要である。

平常時に、イベント関連資機材（テント、椅子、机 等）や施設の維持管理に用いる資機材（清掃用具、工具 等）を保管するコンテナを、災害時に避難所へ運搬することで、そのまま「収容物を避難所での活動・生活のために使用可能」となる。防災備蓄品や食料品を保管するコンテナについても、同様に活用可能である。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：特になし（貸倉庫等の営業をする場合は、倉庫業法）
- ・「道の駅」への設置は、道路区域内及び道路区域外が考えられる。
- ・倉庫機能のライフラインは、基本的には不要である。室内に照明を設置する場合、電気が必要となる。平常時に商用電源を使用する場合でも、災害時のライフラインの独立を考慮し、燃料発電機等を装備することが望ましい。また、クーラーコンテナなど、特殊な機能を付加した倉庫とする場合、これに応じたライフラインの確保が必要となる。

3) 実装事例

表 13 備蓄コンテナの実装事例

設置経緯	【平常時】災害時にそのまま運搬できるよう倉庫として使用 【災害時】「人命救助システム」という政策の中で、人命救助のための装備品をまとめ、輸送
設置場所	【平常時】国内各部隊の駐屯地に 50 個以上配置 【災害時】訓練および災害対応で多数の派遣実績あり
設置時期	【平常時】 — 【災害時】 —
設置者	行政（自衛隊）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 1,850 × L : 3,500 × H : 2,000mm ・ ライフラインとの接続はなし。電気のみコンテナ用発電機 ・ エアジャッキ、エンジンカッタ、エンジンポンプ削岩機、サイレン付警報機、チェンソー、照明具、救助用ロープ、救助用油圧器具、携帯式便所、手動式ウインチ、折り畳み式リヤカー、台車、電池式ヘッドライト、破壊構造物探索機、背負い式消火ポンプ、防災作業用マスク・防塵眼鏡セットなど
写真	<p>【備蓄コンテナの運搬状況】</p>  <p>【備蓄コンテナの積み降ろし（自立昇降ジャッキ）】</p> 

(8) 宿泊機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

近年、「道の駅」の敷地内、または隣接してホテルなど宿泊施設が立地する事例があるなど、「道の駅」を核とした宿泊ニーズが高まっている。

また、新たな観光形態の一つとして、近年、グランピング（テント設営やバーベキュー道具を準備しなくても気軽にキャンプを楽しめる体験）が普及し始めている。既に、グランピング機能を有する「道の駅」も登場している。

これらのニーズへの対応に加え、物流の 2024 年問題で高まる「道路利用者の休憩ニーズ」に対しても、車内での仮眠よりも上質な休憩空間としてのサービス提供が可能となる。

<災害時>

災害時の避難所利用者は、多岐にわたることが想定される。中でも、高齢者や妊婦、負傷者等の要配慮者は少なからず想定され、「通常の避難所での生活が困難」なケースも予想される。

このような場合、宿泊機能を持つコンテナは、災害時に「要配慮者向けの滞在空間」として活用することも期待できる。

また、復旧、復興時期においては、仮設住宅として活用可能である。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：旅館業法
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・宿泊機能のライフラインは、電気の確保が必要となる。平常時に商用電源を使用する場合でも、災害時のライフラインの独立を考慮し、燃料発電機等を装備することが望ましい。洗面台やトイレ、シャワールームを付加する場合は、別途、上下水の担保も必要となる。

3) 実装事例

表 14 宿泊コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】コンテナを活用した宿泊施設の営業 【災害時】新型コロナウイルス感染症対策での出動</p>
設置場所	<p>【平常時】2024年2月現在、79拠点・2,785室を配備 (開業準備中を含む) 【災害時】千葉県、東京都、栃木県等</p>
設置時期	<p>【平常時】 — 【災害時】令和2年～令和4年</p>
設置者	民間(コンテナを使用した宿泊事業者)
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 2,300 × L : 5,700 × H : 2,900mm ・ 電気、上下水道は既存のライフライン接続。ガスはプロパンガスを利用。独立は不可 ・ ユニットバス、ベッド、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、加湿空気清浄機等
写真	<p>【コンテナを活用した宿泊施設】</p>  <p>【コンテナホテルの内観例】</p> 

(9) 子育て応援機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

加速する少子高齢化を背景に、子育て世代を支援する取組が社会的に浸透しつつある。「道の駅」についても、登録・案内要綱に示される施設構成の項目としてベビーコーナー（授乳室・おむつ交換台）が追記され、「子育て応援施設の整備促進」が図られている。「道の駅」のベビーコーナーは、トイレや駐車場と同様、24時間利用可能であることが要件となっている。

しかし、登録・案内要綱へベビーコーナーが追記される以前に整備された「道の駅」ではベビーコーナーの設置が無い施設も多い。このような状況に対して、ベビーコーナーの機能を有するコンテナを設置することで施設改修を必要とせず、「子育て応援機能の強化」が可能となる。

<災害時>



一般的な避難所では、公民館や体育館などの広いスペースに簡易的な仕切りや衝立を設け、プライバシーの保護に配慮することが多い。高付加価値コンテナは、プライベートな空間の確保が可能であるため、プライバシーの保護に優れる。子育て応援機能を有するコンテナを避難所へ運搬することで、災害時でも「安全・安心な子育ての支援」を実現できる。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：特になし
- ・「道の駅」への設置は、道路区域内及び道路区域外が考えられる。
- ・子育て応援機能のライフラインは照明、空調用に電気が必要となる。平常時に商用電源を使用する場合でも、災害時のライフラインの独立を考慮し、燃料発電機等を装備することが望ましい。
- ・機能の性質上、プライバシーへの配慮が重要であり、施錠可能な仕切りの設置等、プライベート空間確保の取組を検討する。
- ・ベビーコーナーの設置は「道の駅」の登録要件となっている。そのため、コンテナの派遣によってベビーコーナーが一時的になくなってしまう場合には、その旨を道路利用者に分かり易く周知し、他の方法（可搬式の授乳室やおむつ交換スペースなど）によりベビーコーナーを確保することが望ましい。

3) 実装事例

表 15 子育て応援コンテナの実装事例

設置経緯	【平常時】 レンタル用商材として所有 【災害時】 -
設置場所	【平常時】 イベント時の派遣場所 【災害時】 -
設置時期	【平常時】 - 【災害時】 -
設置者	レンタル利用者（所有はレンタル事業者）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 2,289 × L : 7,089 × H : 2,419mm ・ ライフラインは電気のみ。商用電源接続 ・ 個室授乳スペース 2 室、おむつ交換スペース最大 3 名同時使用可能
写真	<p>【ベビーケアトレーラーの外観】</p>  <p>【ベビーケアトレーラー内のおむつ交換台】</p> 

(10) 理容・美容機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

日常生活において、高齢者や要介護者などを含む全ての人にとって理容・美容のサービスは必要となる。「道の駅」に理容・美容機能を持ったコンテナを設置することで、例えば家族で「道の駅」を訪れる際に、一人で理容室や美容室に行くことが困難な人も理容・美容サービスの享受が可能である。

また、人口減少、少子高齢化が進むにつれ、中山間地域等では生活サービスを提供する施設が減少しており、理容・美容のサービスについても、その一つである。

地域住民の生活拠点としての「道の駅」に、理容・美容機能を持ったコンテナを設置することで、「生活サービスの維持向上」に貢献できる。

理容師が不足する場合には、理容施設を整備しておくことで、派遣サービスを使用すれば週末等の一時的なサービス提供も可能となる。

<災害時>

理容・美容機能を有するコンテナを活用することで、避難所においても洗髪・散髪が可能となり、先述の入浴機能と同様、「避難生活のストレス軽減」、「衛生環境の維持向上」の効果が期待できる。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：理容師法・美容師法
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・理容・美容機能のライフラインは、温水用の水、ガス、照明用の電気が必要となる。災害時は相当量の電気・水の確保が難しいと想定される。災害発生後、一定期間が経過した後に被災地での理容・美容需要が高まることから、ライフラインが復旧された箇所での運用が中心となる。ライフラインからの独立を考慮する場合には、水タンク、濾過槽、ソーラーパネルや燃料発電機を装備することが望ましい。

3) 実装事例

表 16 理容コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】高齢者や、介護・育児で家を離れられない方など、外出が困難な方にも、美容室と同様の様々なサービスを提供</p> <p>【災害時】－</p>
設置場所	<p>【平常時】道の駅「いちかわ」（火曜、木曜限定）</p> <p>【災害時】－</p>
設置時期	<p>【平常時】令和2年12月～</p> <p>【災害時】－</p>
設置者	民間事業者（理容事業者）
コンテナタイプ	<p>搭載型 自立搭載型 牽引型</p>
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 2,040 × L : 4,600 × H : 2,075mm ・ 平常時について、電気は既存ライフラインに接続、上下水はタンクを利用 ・ 美容椅子、洗髪台、備品保管用の棚
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【平常時の設置（道の駅「いちかわ」）】</p> 

(11) 洗濯機能

1) 想定される活用ニーズ

<平常時>

アフターコロナの社会を迎えるにあたり、旅行・観光等の経済活動の回復が予想される。山里や川・海などの「道の駅」におけるアウトドアレジャーに伴う洗濯需要や、移動途中の「道の駅」での買い物・食事時間等を活用した洗濯利用も想定される。

また、2024年4月1日以降の働き方改革関連法の施行に伴い、長距離・長時間を運転するドライバーをはじめとした道路利用者の「休憩機能のサービス向上」のニーズが高まるものと想定される。これに付随し、トラックドライバー等による、運送ルート上での洗濯需要も増加すると考えられる。

これらの需要に対して、「道の駅」へ洗濯機能を持ったコンテナを導入することで、「登山・海水浴・サイクリングなどレクリエーション活動の促進」や、「道路利用者へのサービスの向上」といった効果が期待できる。

<災害時>

避難生活においては、災害関連死リスクの低減のため、衛生面での対策が重要である。しかし、一般的に避難所となる公民館や学校等の公共施設は、洗濯機能を持たないことが多く、「被災地における洗濯機能の確保」も災害時の課題の一つである。

災害時、避難所へコンテナにて洗濯機能を提供することができれば、「避難所の衛生環境向上」や「被災者の心身ストレスの低減」への貢献が期待される。また、被災地に滞在し活動する災害復旧支援従事者に対する支援としても活用が期待される。

2) 留意点

- ・留意すべき法令：特になし（各自治体のルールに従い保健所へ必要書類を提出する）
- ・「道の駅」への設置は、道路区域外が考えられる。
- ・洗濯機能のライフラインは、洗濯機稼働用の電気・水が必要となる。災害時は相当量の電気・水の確保が難しいと想定される。災害発生後、数日～数週間頃に被災地での洗濯需要が高まることから、ライフラインが復旧された箇所での運用が考えられる。ライフラインの復旧が未了の場合でも、洗濯用水については、飲用水である必要はないため、給水車の活用や、河川からの取水にて対応することも考えられる。

3) 実装事例

表 17 洗濯コンテナの実装事例

設置経緯	<p>【平常時】東日本大震災・熊本地震の際に運輸事業者が支援物資の運搬を担った際に、被災地にてランドリーのニーズを感じ、市へ提案し設置に至った</p> <p>【災害時】台風7号の影響により断水した地区へ、養父市から派遣要請を受け出動</p>
設置場所	<p>【平常時】道の駅「ようか但馬蔵」</p> <p>【災害時】養父市八鹿町伊佐地区</p>
設置時期	<p>【平常時】令和5年8月7日～11月28日 (冬季は積雪のため別地域にて稼働)</p> <p>【災害時】令和5年8月17日～8月31日</p>
設置者	民間（運送、キャンピングカーレンタル事業者）
コンテナタイプ	搭載型 自立搭載型 牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ W : 2,330 × L : 5,867 × H : 2,350mm ・ 平常時は上下水、電気ともに既存ライフラインに接続。災害時は200V電源の確保できる地区にて貯水タンクを接続 ・ ドラム式洗濯乾燥機9台
写真	<p>【平常時の設置位置】</p>  <p>【平常時の設置（道の駅「ようか但馬蔵」）】【災害時の設置（養父市伊佐地区）】</p> 

3.1.3 応用的な高付加価値コンテナの活用方法

(1) 複数の「道の駅」による共同利用

高付加価値コンテナの導入に係る費用確保や、平常時におけるコンテナの稼働率の最適化のため、複数の「道の駅」にて共同でコンテナを購入することも考えられる。

この場合、1つの高付加価値コンテナ、もしくは複数種類のコンテナを共同で購入し、ローテーションを決めて複数の「道の駅」へ期間ごとに巡回させて様々な機能を提供することなどが考えられる。

《活用方法（案）》

- ・ある日は、休日の子育て世代の利用が多い「道の駅」Aでベビールームとして活用
- ・翌日の平日は、高齢者向けの散髪サービスを「道の駅」Bで提供
- ・次の週末には、「道の駅」Cで開催されるイベントの出店として飲食機能で活躍
- ・連休の際はアウトドアレジャーの利用者が多い「道の駅」Dでランドリーとして営業

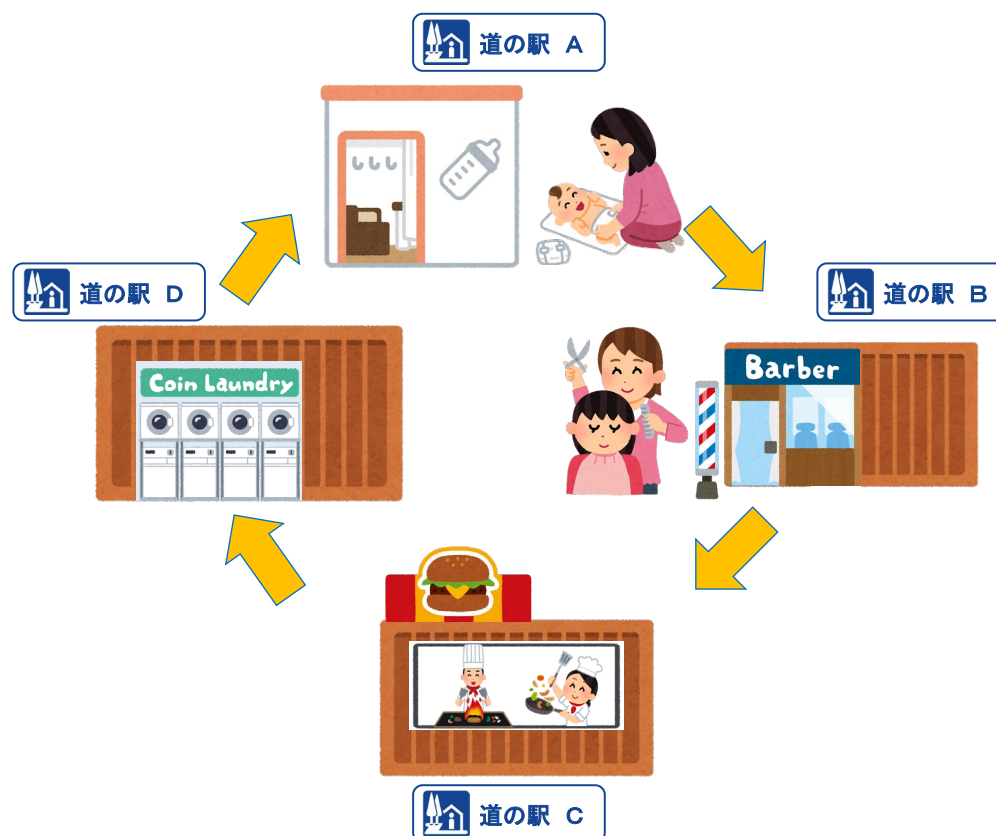


図 25 高付加価値コンテナの共同利用イメージ

(2) 提供機能の転換

トイレ、入浴等、什器の設置を伴う高付加価値コンテナを除き、内装を簡易に変更可能なコンテナを導入することで、災害時、被災地のニーズに応じた高付加価値コンテナを派遣することも想定される。(例：平常時は商品棚を設置し物販コンテナとして使用。災害時は、商品棚を取り外し、机や椅子を積み込んで被災地へ派遣、災害対策の拠点として活用等)

この場合、内装変更に時間や費用を要することから、平常時からコンテナ機能の転換を想定した備えが必要となる。

(3) 高付加価値コンテナ同士の連携

高付加価値コンテナ 1 基あたりのサービス提供能力は限定的であるが、広域に点在するコンテナを被災地に集中して派遣することができれば、より効果的な被災地支援が実現可能となる。このための取組として、コンテナへの GPS の搭載による位置把握および派遣指示系統の一元化や、平常時からの自治体同士の協力体制の強化が有効である。

また、「電源コンテナ」や「造水コンテナ」などのように、ライフラインの確保に特化したコンテナを併せて派遣することで、派遣先での水・電気が担保された状況で高付加価値コンテナの確実な機能発揮も可能となる。

なお、コンテナ同士の連携の取組の一つとしては、一般社団法人助けあいジャパンによる「みんな元気になるトイレ」プロジェクトが推進されている。これは、全国の自治体が 1 基ずつトイレトレーラーを保有し、災害発生時に被災地へ集結するため、ふるさと納税にて資金確保を推進するものとなっている。



図 26 「みんな元気になるトイレ」プロジェクト

(4) 情報提供やPR媒体としての活用

高付加価値コンテナの外装・内装にデジタルサイネージの設置やラッピングを施すことで、平常時・災害時それぞれの有益な情報を提供することが可能である。

《平常時の情報提供内容の例》

- ・ 道路交通情報、天気予報
- ・ 周辺観光地への周遊を促す情報
- ・ 医療や行政の取組など、生活サービスに関する情報
- ・ ふるさと納税を推進する情報

《災害時の情報提供内容の例》

- ・ 道路交通情報、天気予報
- ・ 避難者への支援情報（避難所開設、物資配給など）
- ・ 災害派遣先へ、派遣元の魅力をPRする情報



図 27 自治体ロゴ等を張り付けて派遣した例
(道の駅「うきは」)



図 28 自治体PRのラッピングを施した
トイレトレーラー



図 29 「道の駅」PRのラッピングをした
コンテナイメージ



図 30 外壁へデジタルサイネージを
設置したコンテナ

3.2 配慮することが望ましい事項

3.2.1 円滑に利用するために必要な取組

(1) 設備の日常点検、維持管理の実施

災害時に高付加価値コンテナの機能を十分に発揮させるためには、定期的な点検・修繕などを行うことが重要である。

例えば、コンテナを利用した建築物については、「構造耐力上主要な部分が腐食、腐朽していないコンテナを使用すること」とされており（71 ページを参照）、構造耐力上の安全性を確保することが必要となる。

(2) 移動、設置、設備稼働方法の事前確認

平常時のメンテナンスや、災害時の災害支援活動のための派遣等、高付加価値コンテナの移動、設置が円滑に行われるためには、平常時から関係者（市町村、「道の駅」設置者、「道の駅」管理運営者、道路管理者、民間事業者（サービス提供者、運送者、ライフライン事業者）等）の間で高付加価値コンテナの移動、設置、設備稼働方法について事前確認、調整を行っておく必要がある。

特に、高付加価値コンテナの所有状況等により、費用負担や役割が異なることから、移動、設置、設備稼働の際の役割や費用負担の考え方について、あらかじめ関係者間で調整を図り、協定を締結するなどにより明確にしておくことが望ましい。

また、担当者が対応できない状況もあることから、対応手順をまとめた作業マニュアル等を準備し、関係者の多くが、高付加価値コンテナの移動、設置、設備稼働のための取組について精通していることが望ましい。

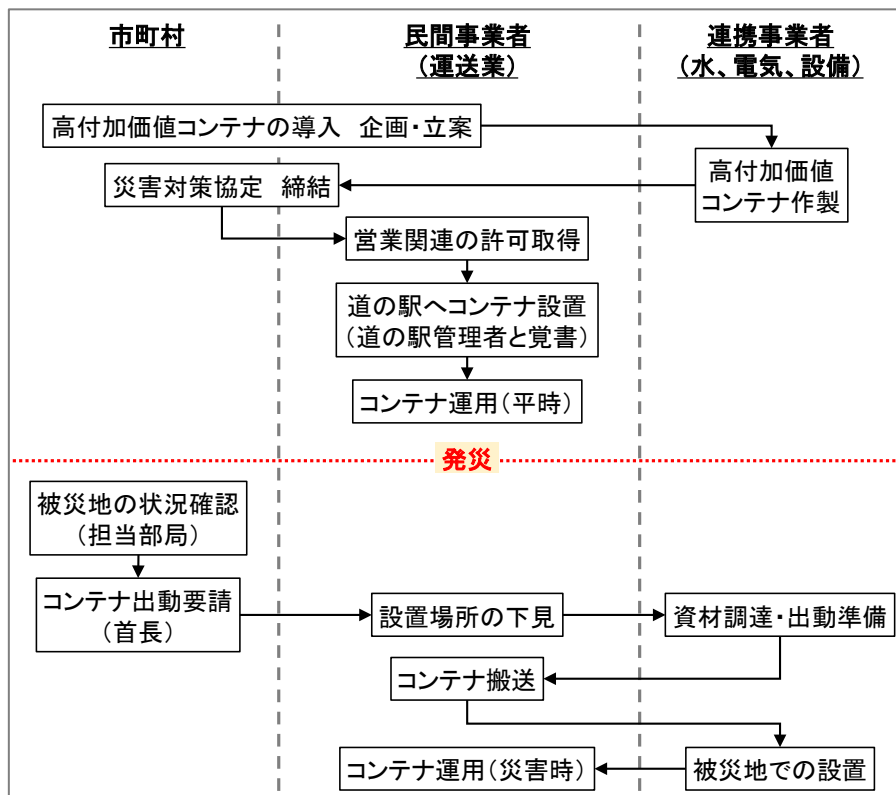


図 31 高付加価値コンテナの搬出までの流れ（派遣先が同一市内の場合の例）

災害時における移動式ランドリーの
提供に関する協定書

養 父 市
山本運輸株式会社

図 32 コンテナの派遣に関する協定書の例 (1/3)

災害時における移動式ランドリーの
提供に関する協定書

養父市（以下「甲」という。）と、山本運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における移動式ランドリー（以下「車両」という。）の調達及び供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び甲が支援を行う自治体等において、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に対して車両の提供を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、大規模災害時において、車両の確保を図る必要があるときは、乙に対し車両の提供を要請することができる。

- (1) 災害対応に使用する車両の提供。
- (2) その他、甲及び乙が協議し合意した事項。

（要請手続及び引き渡し）

第3条 甲が乙に車両の提供を要請するときは、車両提供要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により車両の提供を要請し、後日速やかに車両提供要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。
 - (1) 乙は、甲から車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに貸与可能な台数を整え、十分な保険を付した上で提供するものとする。
 - (2) 車両の引渡しは、原則として甲が指定する場所へ車両を引渡すものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第3条の規定により車両の提供を実施したときは、車両提供（報告・実績）報告書により、甲に報告するものとする。また、車両の提供が終了した時は実績報告書を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙が車両提供した場合に要した経費については甲の負担とする。ただし、その他の経費が生じた場合は甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（補償等）

第6条 乙は、車両の提供に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、提供期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

図 33 コンテナの派遣に関する協定書の例（2/3）

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙の連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項については、必要に応じ、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月7日

甲 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地
養父市長 広瀬 栄

乙 兵庫県養父市養父市場 1041 番地2
山本運輸株式会社
代表取締役 山本 洋介

図 34 コンテナの派遣に関する協定書の例 (3/3)

(3) 市区町村相互間の災害時等応援協定の事前確認

相互応援協定を締結している地方公共団体の間では、相互に連携を図れるようになっている。

高付加価値コンテナの派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ、相互応援協定の締結市区町村を確認しておくことが望ましい。

また、災害時の派遣においては、協定等の事前の取り決めが無くても、被災地の支援ニーズに応じて高付加価値コンテナを派遣する場面も考えられる。この場合、被災地の支援ニーズや、道路・ライフライン等の復旧状況等を把握して派遣先を検討し、必要となる資機材の調達方法や移動にかかる費用負担等を派遣先と調整したうえで、派遣を実行することとなる。

(4) 防災関連計画や「道の駅」BCP への反映

災害発生後、高付加価値コンテナを円滑に活用するためには、現場対応のための体制や資機材の確保が必要となる。

災害直後に必要な取組実施のための体制や資機材を確保するため、高付加価値コンテナを配置する「道の駅」について、地域防災計画等の既存の防災関連計画へ位置づけ、災害時の対応について事前に定めておくことが有効である。

また、「道の駅」側の体制確保は、「道の駅」BCP の策定、見直しを実施し、高付加価値コンテナの活用のために必要となる人員（役割）や体制の確保方法について事前に検討しておくことが重要である。

(5) 運用訓練の実施

災害時、高付加価値コンテナを円滑に活用するためには、体制や運用に関する事前準備（「道の駅」BCP の策定）を進めるとともに、災害時の行動手順を模擬的に実施し、訓練結果をもとに、体制や運用に関する事前準備を見直し、その熟度を高めていくことが重要である。

3.2.2 安全・安心面への配慮

(1) バリアフリー環境の確保

「道の駅」は、様々な人が利用する施設である。そのため、高付加価値コンテナの設置にあたっては、バリアフリーや、ユニバーサルデザインへの配慮を図るべきである。

特に、災害時、高齢者や乳幼児・子ども、障害者等の要配慮者の避難生活のストレス軽減を図る上でも、その実施が重要である。

ただし、バリアフリー対応のための器具取付けの方法により、コンテナが「建築物」扱いとなる可能性もある点に留意が必要である。(72 ページを参照)

【バリアフリー取組事例】

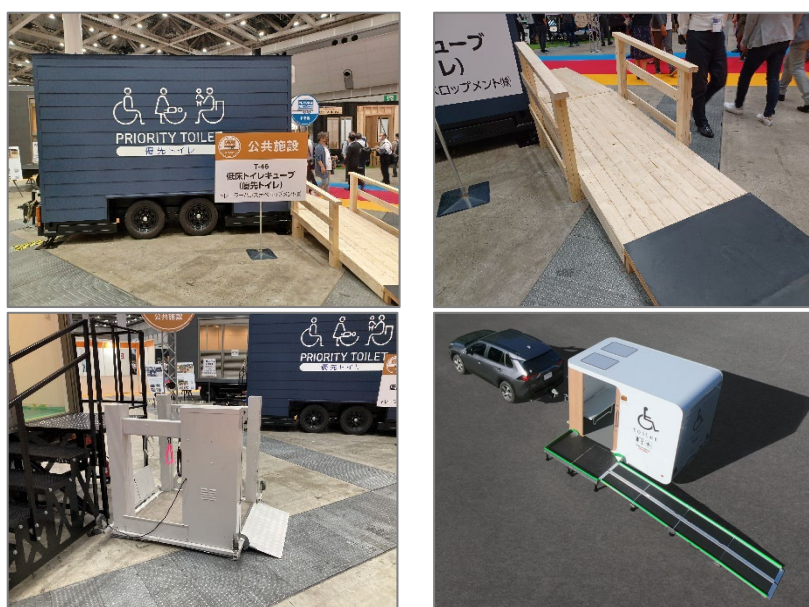


図 35 段差の解消方法（低床式車両の導入／スロープ・リスト設置）

(2) プライバシーの確保

高付加価値コンテナの運用にあたっては、その用途によってプライバシー確保への配慮が必要である。特に、更衣室やトイレ、簡易シャワー、診療所等の利用時においては、その配慮が重要である。

【プライバシー確保のための取組事例】

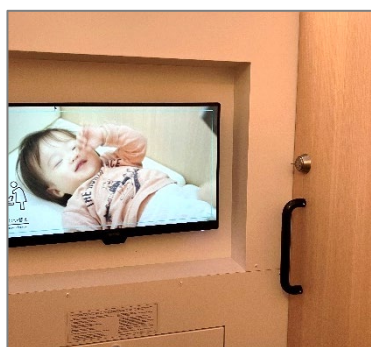


図 36 施錠ができる授乳室



図 37 多目的利用トイレの確保

3.3 活用可能な予算制度

高付加価値コンテナの導入にあたり、その用途等に応じて、各省庁の予算制度が条件に合致した場合に活用可能である。ここでは、代表的なものとして、3例紹介する。その他の支援メニューについては、巻末「補助・助成制度」を参照されたい。(73 ページを参照)

(1) 社会資本整備総合交付金（道路事業）

トイレや防災施設、子育て支援施設等の整備等に活用が可能。

直轄道路事業(交通安全)・ 社会資本整備総合交付金(道路事業)

担当部署：国土交通省道路局国道・技術課
道路局環境安全・防災課

R6年度予算：直轄道路事業（交通安全）21,183億円の内数
社会資本整備総合交付金（道路事業）5,065億円の内数

■ 直轄道路事業（交通安全）や社会資本整備総合交付金（道路事業）は、道の駅を地域の観光や防災、交流等の拠点としての役割を担うため、駐車場、トイレの他、防災や子育て支援等の施設整備や改修、修繕に要する費用の一部を支援する。

施策の概要	活用事例（施策イメージ）																						
<p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○直轄道路事業（交通安全） <ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道の利用者への安全で快適な道路交通環境の提供を目的に、道路管理者として行うべき事業 ○社会資本整備総合交付金（道路事業） <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者が行う事業として、道の駅に隣接する道路の道路管理者と道の駅で道路施設を整備する道路管理者が一致している場合の道路事業 ○対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場（簡易パーキング）やトイレ、休憩施設、道路情報提供施設等の道路施設の部分 <p><事業区分></p> <table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td>改修</td> <td>修繕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p><事業フロー> ※社会資本整備総合交付金の場合</p> <pre> 整備計画の提出 ↓ 内定通知 ↓ 実施計画等の提出 ↓ 交付申請書の提出 ↓ 交付 </pre> <p><支援対象者></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係者</th> <th>対象</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>国、地方自治体</td> </tr> <tr> <td>管理運営者</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><補助率・限度額></p> <p>※社会資本整備総合交付金の場合 ・補助対象経費の1/2～ 【重点配分】 ・全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」、防災「道の駅」の機能強化 ・子育て支援等※道の駅の機能強化 ※24時間利用可能なベビーコーナーの設置、妊婦向け屋根付優先駐車場スペースの確保、衛生環境の改善等に係るもの</p> <p><合築への支援可否・運用></p> <table border="1"> <tr> <td>合築</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>【一部道路区域を含む複合型の施設を整備する場合】 道路施設の整備について、直轄道路事業・社会資本整備総合交付金の活用は可能 （なお、道路施設の整備にあたり、他の補助制度等との併用は不可）</td> </tr> </table>	新築	改修	修繕	○	○	○	関係者	対象	条件等	設置者	×		道路管理者	○	国、地方自治体	管理運営者	×		合築	可	運用	【一部道路区域を含む複合型の施設を整備する場合】 道路施設の整備について、直轄道路事業・社会資本整備総合交付金の活用は可能 （なお、道路施設の整備にあたり、他の補助制度等との併用は不可）	<p>◆直轄道路事業（交通安全）、社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>市町村等整備 道路管理者整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>トイレの洋式化</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>手洗い所の非接触化</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>子育て支援施設 24時間利用可能なベビーコーナー （授乳コーナー、おむつ交換スペース）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>非常用発電機</p> </div> </div>
新築	改修	修繕																					
○	○	○																					
関係者	対象	条件等																					
設置者	×																						
道路管理者	○	国、地方自治体																					
管理運営者	×																						
合築	可																						
運用	【一部道路区域を含む複合型の施設を整備する場合】 道路施設の整備について、直轄道路事業・社会資本整備総合交付金の活用は可能 （なお、道路施設の整備にあたり、他の補助制度等との併用は不可）																						

(2) 緊急防災・減災事業債（地方債）


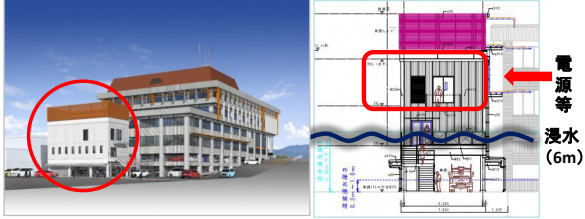
非常用電源の整備や、防災資機材等備蓄施設、トイレトレーラーの整備等に活用が可能。

緊急防災・減災事業債(地方債)

担当部署：総務省自治財政局地方債課

R6年度予算（地方債計画計上額）：5,000億円

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（事業期間は令和7年度まで）

施策の概要	施策イメージ																										
<p><対象事業></p> <p>緊急防災・減災事業債は、公共施設等における防災基盤の整備事業等で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等が対象。</p> <p>道の駅については、地方公共団体の実施する以下の事業等が対象となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源の整備 防災資機材等備蓄施設の整備 <p><支援対象者></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係者</th> <th>対象</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>○</td> <td>地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理運営者</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><地方債充当率・交付税措置率></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方債充当率100% 元利償還金の70%を地方交付税措置 <p><要綱上の施設名></p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源 防災資機材等備蓄施設 	関係者	対象	条件等	設置者	○	地方公共団体	道路管理者	×		管理運営者	×		<p><事業区分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築</th> <th>改修</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p><R3年度実績></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>応募数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交付数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R4 発行額</td> <td>2,954億円</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※道の駅での活用に限らず事業全体における実績です。 ※応募数及び交付数は集計不能であるため、「—」としています。</small></p> <p><事業フロー></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>国・都道府県への届出</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>国・都道府県への協議 →同意</p> <p><small>※地方公共団体の実質公債費比率が18.0%以上である等の場合には、許可申請一時可となります。</small></p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>地方債の発行</p> </div>	新築	改修	修繕	○	○	×	応募数	—	交付数	—	R4 発行額	2,954億円	<p>備蓄倉庫設置事業（高知県黒潮町）</p> <p>計16か所の津波避難場所に備蓄倉庫を設置。倉庫内には、炊き出し用資機材や担架、簡易トイレ、発電機、災害用テント等を備蓄。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費：0.2億円 （うち緊防債：0.2億円） 	<p>庁舎電源設備等移設事業（和歌山県有田市）</p> <p>市役所北側のスペースを活用し、電源高上げのための管理棟を整備。3階部分に電源設備等を移設。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費：2.6億円（うち緊防債：2.6億円） 
関係者	対象	条件等																									
設置者	○	地方公共団体																									
道路管理者	×																										
管理運営者	×																										
新築	改修	修繕																									
○	○	×																									
応募数	—																										
交付数	—																										
R4 発行額	2,954億円																										

(3) 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業


コンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設の整備に活用が可能。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業)

担当部署：環境省地球環境局地球温暖化対策事業室

R5年度補正予算：6,171百万円の内数

■クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

施策の概要		施策イメージ												
<p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対する高機能空調、再工設備等の導入支援 ※コンテナハウス本体は補助対象外 補助要件：緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画又は地方公共団体との協定等により位置付けられていること、もしくは改正後の気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項に基づき、市町村長から指定暑熱避難施設の指定を受けること、再工設備・蓄電池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等 		<p><R5年度採択実績></p> <p>※R4年度補正予算における、道の駅での活用に限らず事業全体での実績です。</p> <table border="1"> <tr> <td>応募数</td> <td>公表していません</td> </tr> <tr> <td>採択数</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td>現時点では公表していません</td> </tr> </table>	応募数	公表していません	採択数	18件	交付額	現時点では公表していません						
応募数	公表していません													
採択数	18件													
交付額	現時点では公表していません													
<p><事業区分></p> <table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td>改修</td> <td>修繕</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		新築	改修	修繕	○	×	×							
新築	改修	修繕												
○	×	×												
<p><支援対象者></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係者</th> <th>対象</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>○</td> <td>上記補助要件を参照</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管理運営者</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		関係者	対象	条件等	設置者	○	上記補助要件を参照	道路管理者	×	—	管理運営者	×	—	<p><自立型可動式ハウスイメージ></p> 
関係者	対象	条件等												
設置者	○	上記補助要件を参照												
道路管理者	×	—												
管理運営者	×	—												
<p><事業フロー></p> <pre> graph TD A[応募申請書の作成、提出] --> B[審査、採択決定] C[交付申請書の作成、提出] --> B B --> D[事業実施、完了] D --> E[完了報告の作成、提出] E --> F[交付] </pre>														
<p><補助率・限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/2（限度額 ハウスサイズにより、3百万円ないし4百万円/ハウス） 														
<p><要綱上の施設名></p> <p>自立型可動式ハウス等 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時：コミュニティ施設、店舗等 非常時：応急仮設住宅、避難所等 		<p><合築への支援可否・運用></p> <table border="1"> <tr> <td>合築</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>—</td> </tr> </table>	合築	不可	運用	—								
合築	不可													
運用	—													

4 能登半島地震における高付加価値コンテナの活用

4.1 令和6年能登半島地震による被害発生状況

2024年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測した。

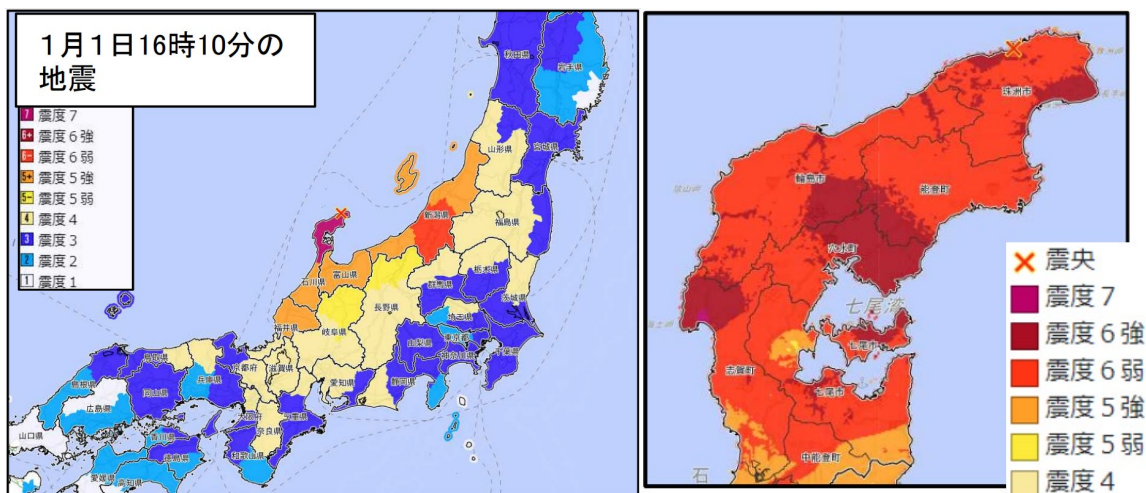


図 38 震度分布図

地震により、能登半島全域で、電気・ガス・水道等のライフラインが機能停止した。避難生活や復旧支援のため、他の地域から必要となる機能の確保が必要であった。

表 18 水道・電気の被害状況

水道	3県内の21事業者において約115,635戸以上が断水
電力	<p><石川県 停電状況></p> <p>約34,600戸</p> <p>(輪島市約10,100戸、珠洲市約7,800戸、能登町約6,200戸、穴水町約5,400戸、七尾市約4,200戸他)</p> <p>最大停電戸数: 約40,500戸(1/1 16:10時点)</p>

出典: 令和6年能登半島地震に係る被害状況等について(令和6年1月3日8時00分現在)



図 39 電線の傾斜 (内灘町)



図 40 マンホールの浮き上り (氷見市)

4.2 高付加価値コンテナの活用

令和6年能登半島地震の避難生活や復旧支援のために、様々なタイプの高付加価値コンテナが派遣された。

令和6年2月14日時点では、被災地周辺に合計44件のコンテナ派遣が確認できている。被災後、間もなくの期間に必要なトイレや医療・診療コンテナが多く、時間の経過とともに洗濯や入浴機能を持つコンテナが設置されている。

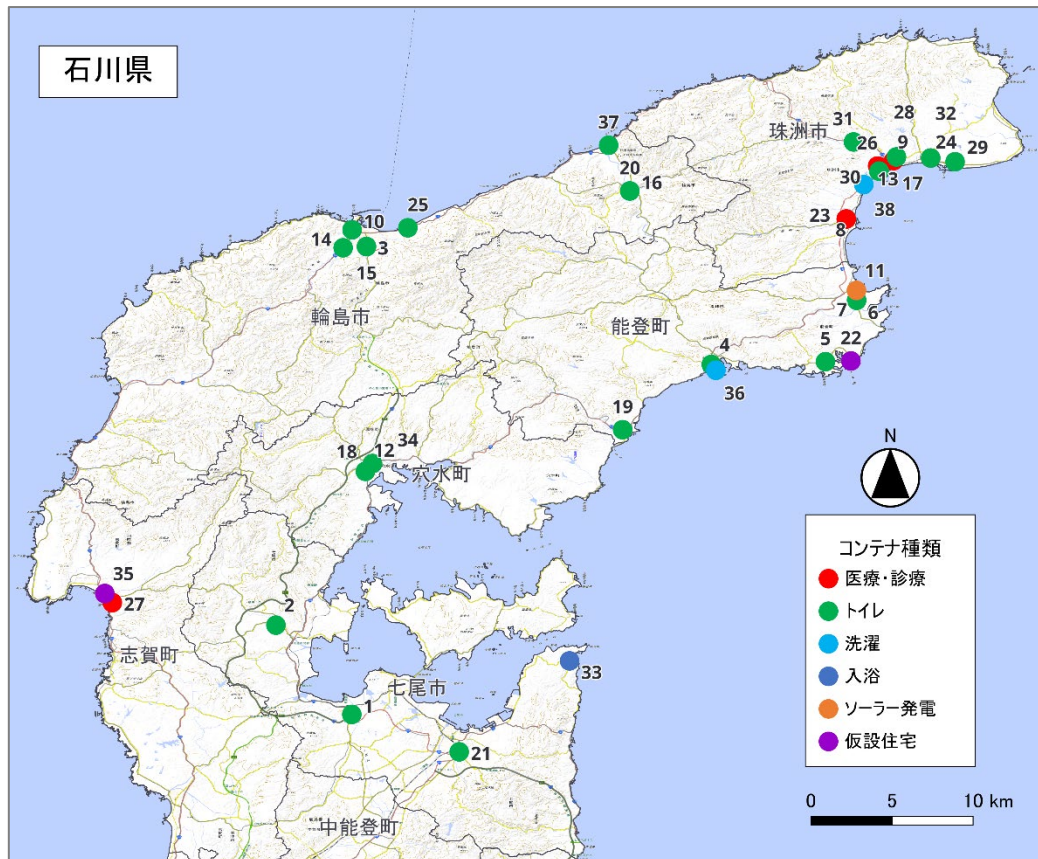


図 41 高付加価値コンテナの活用概況<令和6年2月14日時点>
※詳細は次ページ以降の表を参照

表 19 高付加価値コンテナの活用概況<令和6年2月14日時点> (1/2)

図上 No.	コンテナ 機能	設置場所	設置時期	派遣元	
				公共	民間
1	トイレ	七尾市 田鶴浜地区コミュニティセンター	2024/01/02	○	
2	トイレ	七尾市立中島小学校	2024/01/03	○	
3	トイレ	市立輪島病院	2024/01/04	○	
4	トイレ	能登町立能都中学校		○	
5	トイレ	能登町立小木中学校		○	
6	トイレ	能登町立松波中学校	2024/01/05	○	
7	トイレ	能登町立松波中学校		○	
8	トイレ	珠洲市立宝立小中学校			○
9	トイレ	珠洲市緑丘中学校			○
10	トイレ	輪島市立鳳至小学校	2024/01/06	○	
11	ソーラー発電	能登町 内浦総合支所			○
12	医療・診療	穴水町 穴水総合病院	2024/01/08		○
13	トイレ	珠洲市役所敷地内			○
14	トイレ	輪島市立大屋小学校	2024/01/09		○
15	トイレ	市立輪島病院	2024/01/11	○	
16	トイレ	輪島市立東陽中学校		○	
17	医療・診療	珠洲市 珠洲市総合病院			○
18	トイレ※	道の駅「あなみず」	2024/01/12	○	
19	トイレ	能登町立鶴川小学校		○	
20	トイレ	輪島市立東陽中学校		○	
21	トイレ	七尾市 矢田郷地区コミュニティセンター	2024/01/15		○
22	仮設住宅	のと海洋ふれあいセンター	2024/01/17		○
23	医療・診療	珠洲市立宝立小中学校	2024/01/18		○
24	医療・診療	珠洲市立正院小学校			○
25	トイレ	輪島市立鶴巣小学校	2024/01/20	○	
26	医療・診療	珠洲市立飯田小学校			○
27	医療・診療	町立富来病院	2024/01/21		○
28	トイレ	珠洲市緑丘中学校	2024/01/22	○	
29	トイレ	珠洲市立蛸島小学校		○	
30	洗濯	珠洲市立上戸小学校	2024/01/24		○
31	トイレ	珠洲市立若山小学校	2024/01/26	○	
32	トイレ	珠洲市立正院小学校	2024/01/27	○	
33	入浴	七尾市 崎山地区コミュニティセンター	2024/01/27		○

※No.18 のトイレは、令和6年2月20日、道の駅「あなみず」のトイレ復旧に伴い、「ポケットパーク 海岸栈敷のと七見」へ移動して活用

表 20 高付加価値コンテナの活用概況<令和6年2月14日時点> (2/2)

図上 No.	コンテナ 機能	設置場所	設置時期	派遣元	
				公共	民間
34	トイレ	穴水町 穴水総合病院	2024/01/31	○	
35	仮設住宅	志賀町 JA 志賀富来支店	2024/02/04		○
36	洗濯	能登町宇出津新港 ホームセンタームサ シ FC 能登店 駐車場	2024/02/07		○
37	トイレ	輪島市 ふるさと体験実習室	不明	○	
38	トイレ	珠洲市 珠洲市役所	不明	○	
39	トイレ	七尾市 避難所 設置先不明	不明	○	
40	トイレ	輪島市 避難所 設置先不明	不明	○	
41	トイレ	輪島市 避難所 設置先不明	不明	○	
42	トイレ	能登町 避難所 設置先不明	不明	○	
43	仮設住宅	能登町 設置先不明	不明	○	
44	トイレ	珠洲市 避難所 設置先不明	不明	○	



図 42 搭載型のトイレコンテナ
(道の駅「あなみず」)



図 43 牽引型のトイレコンテナ
(珠洲市立宝立小中学校)



図 44 みんな元気になるトイレプロジェクトにて派遣されたトイレトレーラー
(左：七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター、右：輪島市立輪島病院)



図 45 ソーラーハウスコンテナ外観・内観
(能登町内浦総合支所)



図 46 ボイラーコンテナによる入浴支援
(七尾市崎山地区コミュニティセンター)



図 47 トレーラーハウスによる仮設住宅
(JA 志賀富来支店)



図 48 入院施設・診察室の設備を備える医療用コンテナ
(志賀町立富来病院)



図 49 陰圧設備内蔵型医療用コンテナ
(珠洲市立飯田小学校)



図 50 ランドリーコンテナ
(珠洲市立上戸小学校)



ボックス内にて
洗濯機 14 台
設置・稼働

図 51 被災地支援ランドリーボックス
(能登町宇出津新港 ホームセンタームサシ FC 能登店 駐車場)

参考資料

主な関係法令リスト

(1) 建築基準法

1) 第二条 用語の定義

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

《以下略》

2) 第六条 建築物の建築等に関する申請及び確認

建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

《以下略》

3) 第八十五条 仮設建築物に対する制限の緩和

非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。
 - 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
 - 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
 - 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。
 - 6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮

設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

- 7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

(2) 道路運送車両法

1) 第二条 定義

この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

《以下略》

2) 第四条 登録の一般的効力

自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

3) 第四十八条 定期点検整備

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

《以下略》

4) 第五十八条 自動車の検査及び自動車検査証

自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

《以下略》

(3) 道路運送車両の保安基準

1) 第二条 長さ、幅及び高さ

自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）十二メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、十三メートル）、幅二・五メートル、高さ三・八メートルを超えてはならない。

《以下略》

2) 第四条 車両総重量

自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別		車両総重量(トン)
	最遠軸距(メートル)	
一 セミトレーラ以外の自動車	五・五未満	二十
	五・五以上七未満	二十二(長さが九メートル未満の自動車にあつては、二十)
	七以上	二十五(長さが九メートル未満の自動車にあつては二十、長さが九メートル以上十一メートル未満の自動車にあつては二十二)
二 セミトレーラ(次号に掲げるものを除く。)	五未満	二十
	五以上七未満	二十二
	七以上八未満	二十四
	八以上九・五未満	二十六
	九・五以上	二十八
三 セミトレーラのうち告示で定めるもの		三十六

(4) 道路法

1) 第二条 用語の定義

この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上の柵又は駒止め

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

《以下略》

2) 第三十二条 道路の占用の許可

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

《以下略》

(5) 道路法施行令

1) 第七条 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等

法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）
- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所
- 十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

2) 第三十四条の三 道路の附属物

法第二条第二項第十号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

関係通達等

(1) 平成元年7月18日住指発第239号 建設省住宅局建築指導課長通達

最近、コンテナを専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室（いわゆるカラオケルーム）に転用し、不特定多数の者の利用に供している例等が見受けられるが、これらのコンテナは、その形態及び使用の実態から建築基準法（以下「法」という。）第2条第一号に規定する建築物に該当する。

したがって、これらのコンテナを利用した建築物については、下記の事項に留意の上、適切に対処されたい。

- 1 構造耐力上主要な部分の材質がアルミニウムであるもの、複数のコンテナが連結されているもの、その他の法の予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、法第38条の規定に基づく建設大臣の認定が必要であること。
- 2 構造耐力上の安全性の確認に当たっては、コンテナの転用という特殊性にかんがみ、以下の点に留意すること。
 - (1) 構造耐力上主要な部分が腐食、腐朽していないコンテナを使用すること。
 - (2) コンテナを鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結し、コンテナに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えること。
 - (3) コンテナに開口部を新たに設けること等により構造耐力上支障を生ずるおそれのある場合には、適切な補強を行うこと。
- 3 コンテナをカラオケルームとして使用する場合には、特に以下の点に留意すること。
 - (1) カラオケルームとして使用されるコンテナは、法別表第一（い）欄（4）項に規定する遊技場に該当すること。
 - (2) 有効な換気を確保するため、機械換気設備その他の換気設備を設けること。

(2) コンテナを利用した建築物の取扱いについて

(平成16年12月6日付け国住指第2174号)

コンテナを利用した建築物については、平成元年7月18日住指発第239号により建設省住宅局建築指導課長通達により、その取扱いを通知しているところであるが、最近、コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する例等が見受けられる。このような随時かつ任意に移動できないコンテナは、その形態及び使用の実態から建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当する。

したがって、貴職におかれては、すでに設置されているコンテナを利用した建築物について、建築基準法に適合しない事項がある場合には、違反建築物として扱い、是正指導又は、必要に応じ是正命令されるようお願いする。

また、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

(3) トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて

(平成9年3月31日付建設省住指発第170号)

近年、キャンプ場において、トレーラーハウス（車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。以下同じ。）を利用する例が増加しており、その建築基準法上の取扱いについて疑義を生じている向きもあるため、今般、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨周知方をお願いする。

トレーラーハウスのうち、規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況（給排水、ガス、電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど）等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと。

補助・助成制度

高付加価値コンテナの設置にあたっては、その用途等に応じて、条件に合致した場合に各省庁の支援メニューが活用可能である。

検討に参しては国土交通省道路局 HP 『各省庁の「道の駅」支援メニュー』の資料を参照されたい。



問い合わせ窓口

高付加価値コンテナの導入に向けて、疑問点や相談がある場合は、以下の窓口にお問合せいただきたい。

■本ガイドラインの内容や「道の駅」全般に関するお問い合わせ■	
問い合わせ窓口（本省）	電話番号
国土交通省 道路局 企画課 評価室	03-5253-8593（直通）
問い合わせ窓口（地方整備局）	
北海道開発局 建設部 道路計画課	011-709-2311（代表）
東北地方整備局 道路部 交通対策課	022-225-2171（代表）
関東地方整備局 道路部 交通対策課	048-601-3151（代表）
北陸地方整備局 道路部 交通対策課	025-280-8883（直通）
中部地方整備局 道路部 計画調整課	052-953-8171（直通）
近畿地方整備局 道路部 交通対策課	06-6945-9107（直通）
中国地方整備局 道路部 交通対策課	082-221-9231（代表）
四国地方整備局 道路部 交通対策課	087-811-8351（直通）
九州地方整備局 道路部 交通対策課	092-476-3534（直通）
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課	098-866-1915（直通）
■コンテナ導入や民間技術等の提案に関するお問い合わせ■	
一般社団法人 全国「道の駅」連絡会 HP : https://www.michi-no-eki.jp/	03-5621-3188（代表）

